

神奈川県子どもの貧困対策推進計画 (令和2年度～令和6年度)

令和2年度 点検・結果報告書

令和4年3月
神奈川県

1 計画の進捗管理について

(1) 計画の概要

子どもの貧困対策を総合的に推進するため、県では、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に基づき、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」（以下「計画」という。）を平成27年3月に策定した。

令和元年度で5年間の計画期間が終了したが、引き続き、子どもの貧困対策を総合的に推進するため計画を改定した。

ア 計画のめざすすがた

現在から将来にわたって、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を実現し、子どもたちの笑いあふれるかながわをめざす。

イ 対象地域

神奈川県全域（政令市、中核市を含む。）

ウ 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

エ 計画の構成

第1章 計画の概要

第2章 神奈川県の子どもをとりまく現状と課題

第3章 子どもの貧困に関する施策の方向性

第4章 課題解決に向けた具体的な取組み

- | | |
|---------|-------------------------------|
| <主要施策1> | 教育の支援 |
| <主要施策2> | 生活の安定に資するための支援 |
| <主要施策3> | 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 |
| <主要施策4> | 経済的支援 |
| <主要施策5> | 社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり |

222 の
構成事業

第5章 計画の推進と進捗管理

第6章 調査研究

オ 施策展開上のポイント

本県の子どもの貧困の状況や施策の実施状況を把握し、その対策の効果などを検証・評価するために、「神奈川県・子どもの貧困に関する指標」を設定。

指標の改善に向け、5つの主要施策を定め、222の事業が位置づけられている。

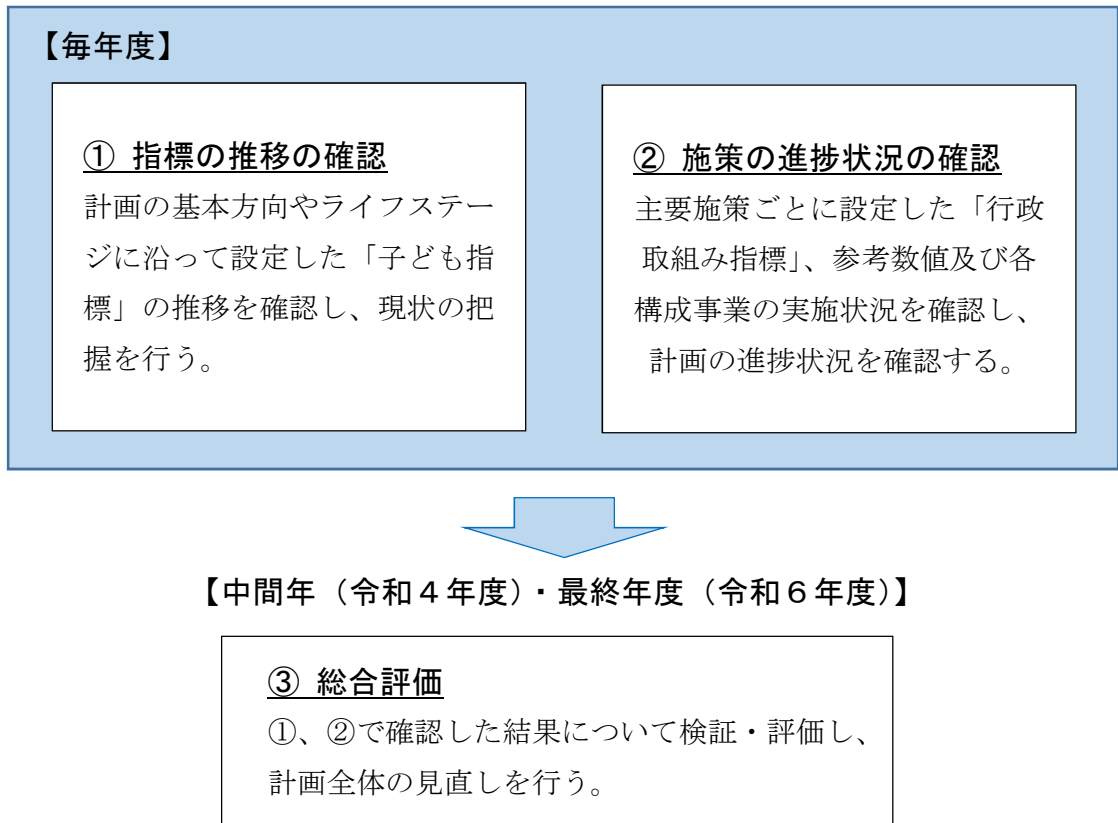
(2) 計画の進捗管理

ア 進捗管理等の概要

計画では、計画を着実に推進するため、毎年度、計画に位置付けた構成事業の実施状況を確認し、必要に応じて見直しを行い、計画の進捗管理を行うとともに、計画期間の最終年度（必要に応じて中間年）に、取り組みの実績について検証・評価を行い、計画全体の見直しを行うこととしている。

イ 進捗管理等の方法

計画の指標の推移及び施策の進捗状況を確認し、検証・評価を行う。



(3) 進捗管理における指標等の位置づけ

ア 指標の概要

計画では、子どもの貧困に関する指標として、「子ども指標」、「行政取り組み指標」を、また、指標以外に参考数値を設定している。（それぞれに国の「子どもの貧困対策に関する大綱」で設定されている指標の一部を含む。）

イ 指標の分類と確認方法

指標の分類ごとの件数、特徴、進捗管理の方法は次表のとおり。

表 指標等の分類と確認方法

分類		子ども指標	行政取組み指標	参考数値
件数 (うち国大綱 と同じ指標)		20 件 (9 件)	10 件 (1 件)	14 件 (4 件)
特 徴	性格	子どもの貧困に関連する子ども自身の状況や子どもを取り巻く状況を示すもの。	行政の取組み状況を示すもの。	
	枠組	計画の基本方向とライフステージに沿って設定	計画の主要施策ごとに設定	
	目標 数値	□ 設定しない。 端的な数値目標の設定が困難であること、また、目標設定により対象となる子ども、保護者に過度なプレッシャーや不利益が生じるおそれがあるため。	■ 設定する。 施策の効果が課題の改善に直結するものとして、それぞれ目標を設定し、取組みの着実な推進を図る。	□ 設定しない。 行政取組み指標と同様の性格ではあるが、端的な数値目標の設定が困難であるため、数値の推移を確認する。
進捗管理の方法		「2 指標の推移の確認」で数値の推移を確認	「3 施策の進捗状況の確認」で目標数値の達成率又は数値の推移を確認	

※ 各指標、参考数値の一覧は、【別添 1】参照

2 指標の推移の確認

計画で設定した「子ども指標」(20件)について、数値の推移を確認する。
原則*として、令和2年度の数値について、前年度からの推移を確認するとともに、全国の数値があるものについては、全国の数値との比較を行う。

* 令和2年度の数値が確定していないものについては、元年度の数値について、計画策定時からの推移を記載した。

(1) 教育の機会の保証

(学童期～青年前期)

【進学率】 ★：国の大綱と同じ指標（以下同じ） <上段：県、下段：全国>

指 標		R元年度	R2年度	前年度比
①	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 ★	96.6%	95.6%	▲1.0
		94.0%	93.7%	▲0.3
②	児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）★ 【政令市、中核市除く】	100.0%	— %	—
		98.2%	— %	—

- ・ 本県の生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率は、前年度から1.0ポイント減少となったが、引き続き全国の数値を上回っている。
- ・ 令和元年度の本県の児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）は、計画策定時（H30:98.2%）から1.8ポイント増加の100%となり、全国の数値を上回っている。

【就学援助率】

<上段：県、下段：全国>

指 標			R元年度	R2年度	前年度比
③	就学援助率（※）	小学校	13.6%	— %	—
			13.9%	— %	—
		中学校	16.8%	— %	—
			16.4%	— %	—

（※）就学援助率：要保護及び準要保護児童生徒数を公立小中学校（中等教育学校の前期課程を含む）児童生徒数で除して算出したもの

- ・ 令和元年度の本県の就学援助率は、小学校・中学校ともに計画策定時（H28:小学校14.4%、中学校17.5%）から減少（小学校0.8ポイント、中学校0.7ポイント）となり、「小学校」では全国の数値を下回っている。

（青年中期以降）

【進学率】

＜上段：県、下段：全国＞

指 標		R元年度	R2年度	前年度比
④	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率 ★	39.9%	38.3%	▲1.6
		36.1%	37.3%	+1.2
⑤	児童養護施設の子どもの進学率（高等学校等卒業後）★ 【政令市、中核市除く】	31.0%	— %	—
		43.8%	— %	—

- ・ 本県の生活保護世帯の子どもの大学等進学率は、前年度から1.6ポイント減少となったが、引き続き全国の数値を上回っている。
- ・ 令和元年度の本県の児童養護施設の子どもの進学率（高等学校等卒業後）は、計画策定時（H30:25.9%）から4.1ポイント増加となったものの、全国の数値（H30:30.8%）も13.0ポイント増加したため、全国の数値を大きく下回っている。

【中途退学率】

＜上段：県、下段：全国＞

指 標			R元年度	R2年度	前年度比
⑥	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中途退学率 ★		5.3%	3.5%	▲1.8
			4.3%	4.1%	▲0.2
⑦	高等学校等中途退学率（公立・全世帯）★	全日制	1.1%	0.8%	▲0.3
			0.7%	0.6%	▲0.1
		定時制	9.9%	8.3%	▲1.6
			8.5%	7.1%	▲1.4
		通信制	10.6%	9.8%	▲0.8
			5.8%	5.6%	▲0.2
⑨	高等学校等中途退学率（私立・全世帯）★	全日制	0.9%	0.8%	▲0.1
			1.2%	1.0%	▲0.2
		通信制	4.4%	2.7%	▲1.7
			4.1%	3.0%	▲1.1

- ・ 本県の生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中途退学率は、前年度から1.8ポイント減少となり、全国の数値を下回った。
- ・ 本県の全世帯の高等学校等中途退学率は、公立・私立のすべての区分で前年度から0.1～1.7ポイント減少となったが、「公立」ではすべての区分で引き続き全国の数値を上回っている。
- ・ 本県の全世帯の高等学校等中途退学率を区分別に見ると、「公立・通信制」が9.8%で最も高く、次いで「公立・定時制」が8.3%であった。

【中途退学者数】

＜上段：県、下段：全国＞

指 標		R元年度	R 2 年度	前年度比	
⑧	高等学校等中途退学者数 (公立・全世帯) ★	全日制	1,351人	991人	▲360
			15,063人	11,754人	▲3,309
		定時制	619人	477人	▲142
			6,710人	5,426人	▲1,284
		通信制	384人	365人	▲19
			3,265人	3,103人	▲162
⑩	高等学校等中途退学者数 (私立・全世帯) ★	全日制	607人	577人	▲30
			12,017人	10,079人	▲1,938
		通信制	29人	17人	▲12
			5,711人	4,518人	▲1,193

- ・ 本県の全世帯の高等学校等中途退学者数は、公立・私立のすべての区分で前年度から減少となった。
- ・ 本県の全世帯の高等学校等中途退学者数を区分別に見ると、「公立・全日制」が 991 人で最も多く、次いで「私立・全日制」が 577 人、「公立・定時制」が 477 人であった。

【奨学給付金の状況】

＜全国の数値無し＞

指 標			R元年度	R2年度	前年度比
⑪	高校生等奨学給付金（公立）の 受給人数・受給率（※）	受給人数	12,801人	12,116人	▲685
		受給率	9.3%	9.0%	▲0.3
⑫	高校生等奨学給付金（私立）の 受給人数・受給率（※）	受給人数	4,829人	4,985人	+156
		受給率	6.5%	7.1%	+0.6

（※）受給人数＝県内公立高等学校（専攻科及び別科除く）及び中等教育学校後期課程（私立の場合は県内私立高等学校）で高校生等奨学給付金を受給した生徒数
 受給率＝受給人数／5月1日時点の同生徒数

- ・ 本県の高校生等奨学給付金の受給状況は、「公立」では受給人数、受給率とも減少したが、「私立」では受給者数が 156 人増加し、受給率も 0.6 ポイント増加となった。

（その他）

【母子父子寡婦福祉資金の貸付】

＜全国の数値無し＞

指 標			R元年度	R2年度	前年度比
⑬	母子父子寡婦福祉資金の 貸付件数	修学資金	574件	460件	▲114
		就学支度資金	168件	134件	▲34

- ・ 本県の母子父子寡婦福祉資金の貸付件数は、修学資金（▲114）、就学支度資金（▲34）とも、前年度から減少となっている。

(2) 生活の安定

(妊娠期～乳幼児期)

【保育所等利用児童数・利用率】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標			R元年度	R 2 年度	前年度比
⑭	保育所等利用児童数・利用率 (※)	利用児童数	157,949人	164,234人	+6,285
			2,679,651人	2,737,359人	+57,708
		利用率	36.7%	38.7%	+2.0
			45.8%	47.7%	+1.9

(※) 各年度4月1日時点。利用率＝利用児童数／就学前児童数

- 本県の保育所等利用児童数は、前年度から6,258人増加となり、利用率も前年度から2.0ポイント増加となったが、引き続き全国の数値を大きく下回っている。

(学童期～青年期)

【就職率(中学校卒業後)】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標		R元年度	R2年度	前年度比
⑮	生活保護世帯に属する子どもの就職率 (中学校卒業後)	0.7%	0.7%	±0
		1.4%	1.0%	▲0.4
⑯	児童養護施設の子どもの就職率 (中学校卒業後)【政令市、中核市除く】	0.0%	— %	—
		0.4%	— %	—

- 本県の生活保護世帯に属する子どもの「中学卒業後」の就職率は、前年に引き続き0.7%であり、引き続き全国の数値を下回っている。
- 令和元年度の本県の児童養護施設の子どもの「中学卒業後」の就職率は、計画策定時(H30:1.8%)から1.8ポイント減少の0.0%となり、引き続き全国(H30:2.4%)の数値を下回っている。

(青年中期以降)

【就職率(高等学校卒業後)】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標		R元年度	R2年度	前年度比
⑰	生活保護世帯に属する子どもの就職率 (高等学校等卒業後)	37.1%	35.7%	▲1.4
		47.2%	43.6%	▲3.6
⑱	児童養護施設の子どもの就職率 (高等学校卒業後)【政令市、中核市除く】	58.6%	— %	—
		42.3%	— %	—

- 本県の生活保護世帯に属する子どもの高等学校等卒業後の就職率は、前年度から1.4ポイント減少となり、引き続き全国の数値を下回っている。

- 令和元年度の本県の児童養護施設の子どもの「高等学校等卒業後」の就職率は、計画策定時（H30:66.7%）から8.1ポイント減少となったものの、全国の数値（H30:62.5%）も20.2ポイント減少したため、引き続き全国の数値を大きく上回っている。

【地域若者サポートステーションの相談受付】

〈全国の数値無し〉

指 標		R元年度	R2年度	前年度比
⑱	地域若者サポートステーションの相談受付件数	3,765件	3,734件	▲31

- 本県の地域若者サポートステーションの相談受付件数は、前年度から31件の減少となった。

（３）経済基盤の維持

（その他）

【児童扶養手当の受給】

〈全国の数値無し〉

指 標			R元年度	R 2 年度	前年度比
⑳	児童扶養手当の受給資格者と受給対象児童数	受給資格者	56,616人	55,799人	▲817
		受給対象児童数	70,728人	68,673人	▲2,055

- 本県の児童扶養手当の受給資格者は817人、受給対象児童数は2,055人、それぞれ前年度から減少となった。

3 施策の進捗状況の確認

- ・ 計画で設定した「行政取り組み指標」(10件)について、令和2年度の実績値から目標数値(令和6年度)の達成状況(達成率)を確認する。
- ・ また、同じく行政の取り組み状況を表す「参考数値」については、令和2年度の数値について、前年度からの推移を確認するとともに、全国の数値があるものについては、全国の数値との比較を行う。

(1) 教育の支援

ア 行政取り組み指標

★：国の大綱と同じ指標（以下同じ）

〈上段：実績値、下段：達成率〉

指 標		R元年度	R2年度	R6目標
①	スクールカウンセラーの配置率 ★ ※政令市除く	小学校	100%	100%
			100%	
		中学校	100%	100%
			100%	
②	母子・父子自立支援員相談受付件数 (児童(教育等))【政令市、中核市除く】	2,230件	2,236件	(※)
		—	—	

(※) 母子・父子自立相談受付件数の目標値は、児童(教育)、生活一般(就労等)、生活支援(福祉資金等)の合計値で設定(17,000件)しているため、達成率は後述

- ・ 小学校、中学校におけるスクールカウンセラーの配置率は、前年度に引き続き100%を維持しており、目標を達成している。(全国では「小学校」が90.0%、「中学校」が97.0%となっている。)

イ 参考数値

【スクールソーシャルワーカーの配置・実績】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標		R元年度	R2年度	前年度比	
①	スクールソーシャルワーカーの配置人数	117 人	134 人	+17	
		2,659 人	2,859 人	+200	
②	スクールソーシャル ワーカーによる対応実績 のある学校の割合（※） 【政令市・中核市除く】	小学校 ★	38.4%	47.7%	+9.3
			54.2%	56.9%	+2.7
		中学校 ★	48.0%	52.0%	+4.0
			59.7%	61.7%	+2.0
		高等学校（県立）	80.5%	76.7%	▲3.8

(※) 小学校・中学校：県内公立小・中学校のうち、補助事業を活用したSSWによる対応実績のある小・中学校の割合。高等学校：県立高等学校の全課程のうち、SSWによる対応実績のある県立高等学校の課程数の割合

- ・ 本県のスクールソーシャルワーカーの配置人数は、前年度から 17 人増加の 134 人となった。全国では前年度から 200 人増加となっている。
- ・ 本県のスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合は、「小学校」で 9.3 ポイント増加の 47.7%、「中学校」で 4.0 ポイント増加の 52.0%となったが、いずれも引き続き全国の数値を下回っている。「高等学校(公立)」では 3.8 ポイント減少の 76.7%となった。

【学用品費等の支援】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標			R元年度	R2年度	前年度比
③	就学援助制度に関する周知状況（入学時及び進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）★		69.7%	78.8%	+9.1
			75.3%	78.7%	+3.4
④	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況★	小学校	66.7%	97.0%	+30.3
			73.7%	82.3%	+8.6
		中学校	87.9%	100.0%	+12.1
			78.9%	83.8%	+4.9

- ・ 本県の就学援助制度に関する周知状況は、前年度から 9.1 ポイント増加の 78.8%となり、全国の数値を上回った。
- ・ 本県の新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況は、「小学校」が 30.3 ポイント、「中学校」が 12.1 ポイントと大きく増加し、いずれも全国の数値を上回るとともに、「中学校」では 100%の実施率となった。

【学校給食】

〈全国の数値無し〉

指 標			R元年度	R2年度	前年度比
⑤	学校給食実施率 () 内は完全給食実施率	小学校	99.8%	(※)	—
			(99.8%)		—
		中学校	63.6%		—
			(44.5%)		—
		義務教育学校	100.0%		—
			(100.0%)		—

(※) 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により調査を中止

【地域における学習支援等】

〈全国の数値無し〉

指 標		R元年度	R 2 年度	前年度比
⑥	地域未来塾の実施箇所 【政令市、中核市除く】	4 箇所	4 箇所	±0
⑦	生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業実施市町村数	30 市町村	31 市町村	+1
⑧	学習支援を実施している市町村数（市町村の独自財源）	8 市町村	10 市町村	+2
⑨	放課後子ども教室の実施箇所数 【政令市、中核市除く】	167 箇所	171 箇所	+4

- ・ 地域未来塾の実施箇所は、前年度と同じく 4 箇所に留まっている。
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業実施市町村数は、前年度から 1 市町村増加の 31 市町村となった。
- ・ 市町村の独自財源により学習支援を実施している市町村数は、前年度から 2 市町村増加の 10 市町村となった。
- ・ 放課後子ども教室の実施箇所数は、4 箇所増加の 171 箇所となった。

（２）生活の安定に資するための支援

ア 行政取り組み指標

〈上段：実績値、下段：達成率〉

指 標		R元年度	R 2 年度	R 6 目標
③	乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村数	33市町村	33市町村	現状維持
		100%	100%	
④	養育支援訪問事業の実施市町村数	30市町村	30市町村	現状より増加
		(※)	(※)	
⑤	若者の進路総合相談窓口（かながわみらいデスク）の登録件数	25件	48件	50 件
		50%	96%	

(※) 目標が「現状(30 市町村)より増加」のため、達成率での表記はしない。

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村数は、前年度に引き続き 33 全市町村となり、目標達成の状態を維持している。
- ・ 本県の養育支援訪問事業の実施市町村数は、前年度と同じ 30 市町村となり、目標の「現状より増加」は達成できていない。
- ・ 本県の独自事業である若者の進路総合相談窓口（かながわみらいデスク）の登録件数は前年度から 23 件増加の 48 件となり、達成率は 96%となった。

イ 参考数値

【放課後児童クラブの設置】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標		R元年度	R2年度	前年度比
⑩	放課後児童クラブの設置数	1,311 箇所	1,388 箇所	+77
		25,881箇所	26,625箇所	+744

- 本県の放課後児童クラブの設置数は、前年度から 77 箇所増加の 1,388 箇所となった。全国では前年度から 744 箇所の増加となっている。

【乳幼児健康診査】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標			R元年度	R2年度	前年度比
⑪	乳幼児健康診査の実施率 (受診率)	1歳6か月	94.1%	95.6%	+1.5
			95.7%	— %	—
		3歳	92.2%	94.2%	+2.0
			94.6%	— %	—

- 本県の乳幼児健康診査の実施率（受診率）は、「1歳6か月」が前年度から 1.5 ポイント増加の 95.6%、「3歳」は前年度から 2.0 ポイント増加の 94.2%となった。

【子どもの居場所づくり】

〈全国の数値無し〉

指 標		R元年度	R2年度	前年度比
⑫	子ども（18歳未満）を対象とした「子どもの居場所づくり」（※）を実施している市町村数	19 市町村	33 市町村	+14

（※）⑨の「放課後子ども教室」を除く。

- 子どもを対象とした「子どもの居場所づくり」を実施している市町村数は、前年度の 19 市町村から 14 市町村増加し、全 33 市町村となった。

【高校中退者などへの就業支援】

〈全国の数値無し〉

指 標		R元年度	R2年度	前年度比
⑬	地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職率	46.5%	43.3%	▲3.2

- 地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職率は、前年度から 3.2 ポイント減少の 43.3%となった。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ア 行政取り組み指標

〈上段：実績値、下段：達成率〉

指 標		R元年度	R2年度	R6目標
⑥	母子・父子自立支援員相談受付件数(生活一般(就労等)等)【政令市、中核市除く】	7,396件	7,389件	(※)
		—	—	
⑦	母子・父子自立支援プログラム策定者数【政令市、中核市除く】	108名	115名	80名
		135%	144%	

(※) 母子・父子自立相談受付件数の目標値は、児童(教育)、生活一般(就労等)、生活援護(福祉資金等)の合計値で設定(17,000件)しているため、達成率は後述

- ・ 本県の母子・父子自立支援プログラム策定者数は、前年度から7名増加の115名となり、目標を達成している。

(4) 経済的支援

ア 行政取り組み指標

〈上段：実績値、下段：達成率〉

指 標			R元年度	R2年度	R6目標
⑧	母子・父子自立支援員相談受付件数(※) 【政令市、中核市除く】	児童(教育等)	2,230件	2,236件	17,000件
		生活一般(就労等)等	7,396件	7,389件	
		生活援護(福祉資金等)	10,339件	12,113件	
		合 計	19,965件	21,738件	
			117%	128%	

(※) 母子・父子自立相談受付件数の目標値は、児童(教育)、生活一般(就労等)、生活援護(福祉資金等)の合計値で設定(17,000件)しているため、達成率は行政取り組み指標②、⑥と合わせて本表で整理する。

- ・ 本県の母子・父子自立支援員相談受付件数は、「児童(教育等)」、「生活一般(就労等)等」は概ね前年度と同数だったものの、「生活援護(福祉資金等)」が大きく増加(+1,744件)した結果、3区分の合計で21,738件となり、目標を達成している。

(5) 社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり

ア 行政取り組み指標

〈上段：実績値、下段：達成率〉

指 標		R元年度	R2年度	R6目標
⑨	子どもの貧困対策についての計画を策定している市町村数	5市町村	30市町村	23市町村
		22%	130%	
⑩	「子どもの貧困」という言葉の意味を知っている人の割合	65%	— %	80%
		81%	(※)	

(※) 令和2年度は県民ニーズ調査での調査項目となっていないため未把握

- 子どもの貧困対策についての計画を策定している市町村数は、令和元年の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正に伴い、計画策定が市町村の努力義務となったことにより、前年度から25市町村増加し、目標を達成している。

イ 参考数値

【実態調査等】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標		R元年度	R2年度	前年度比
⑭	貧困の状態にある子どもなどの実態調査等を実施した県市町村数	12 県市町村	10 県市町村	▲2

- 貧困の状態にある子どもなどの実態調査等を実施した県市町村数は、前年度から2自治体減少の10県市町村となった。

(6) その他の構成事業の実施状況

行政取り組み指標、参考数値として数値で確認したもの以外の構成事業の実施状況は、【別添2】のとおりとなっている。

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（令和2年度～令和6年度） 指標一覧

（子ども指標）

（下段は国データ）

	基本方向	ライフ ステージ	設定指標		単位	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	所管所属
1	教育	学童期～ 青年前期	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率★		%			95.2	96.6	95.6	生活援護課
								93.7	94.0	93.7	生活援護課
2	教育	学童期～ 青年前期	児童養護施設の子どもの進学率(中学校卒業後)★		%			98.2	100	—	子ども家庭課
								95.8	98.2	—	子ども家庭課
3	教育	学童期～ 青年前期	就学援助率	小学校	%	14.4	14.2	14.0	13.6	—	子ども教育支援課
						14.2	14.2	14.1	13.9	—	子ども教育支援課
				中学校	%	17.5	17.3	17.2	16.8	—	子ども教育支援課
						17.3	17.0	16.7	16.4	—	子ども教育支援課
4	教育	青年中期	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率★		%			37.4	39.9	38.3	生活援護課
								36	36.1	37.3	生活援護課
5	教育	青年中期	児童養護施設の子どもの進学率(高等学校等卒業後)★		%			25.9	31.0	—	子ども家庭課
								30.8	43.8	—	子ども家庭課
6	教育	青年中期	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中途退学率★		%			4.9	5.3	3.5	生活援護課
								4.1	4.3	4.1	生活援護課
7	教育	青年中期	高等学校等中途退学率★ (公立・全世帯)	全日制	%			1.3	1.1	0.8	学校支援課
								0.8	0.7	0.6	学校支援課
				定時制	%			11.7	9.9	8.3	学校支援課
								9.3	8.5	7.1	学校支援課
8	教育	青年中期	高等学校等中途退学者数★ (公立・全世帯)	全日制	人			1,698	1,351	991	学校支援課
								17,263	15,063	11,754	学校支援課
				定時制	人			817	619	477	学校支援課
								7,668	6,710	5,426	学校支援課
9	教育	青年中期	高等学校等中途退学率★ (私立・全世帯)	全日制	%			1.0	0.9	0.8	私学振興課
								1.3	1.2	1.0	私学振興課
				通信制	%			3.4	4.4	2.7	私学振興課
								5	4.1	3.0	私学振興課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（令和2年度～令和6年度） 指標一覧

（子ども指標）

（下段は国データ）

	基本方向	ライフステージ	設定指標		単位	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	所管所属
10	教育	青年中期	高等学校等中途退学者数★ （私立・全世帯）	全日制	人			708	607	577	私学振興課
								13,834	12,017	10,079	私学振興課
				通信制	人			25	29	17	私学振興課
								6,153	5,711	4,518	私学振興課
11	教育	青年中期	高校生等奨学給付金（公立）の受給人	受給人数	人			14,214	12,801	12,116	財務課
				受給率	%			10.1	9.3	9.0	財務課
12	教育	青年中期	高校生等奨学給付金（私立）の受給人	受給人数	人			5,461	4,829	4,985	私学振興課
				受給率	%			7.3	6.5	7.1	私学振興課
13	教育	その他	母子父子寡婦福祉資金の貸付件数	修学資金	件			648	574	460	子ども家庭課
				就学支度資金	件			228	168	134	子ども家庭課
14	生活	妊娠期～乳幼児期	保育所等利用児童数・利用率	児童数	人				157,949	164,234	次世代育成課
				利用率	%				36.7	38.7	次世代育成課
15	生活	学童期～青年前期	生活保護世帯に属する子どもの就職率(中学校卒業後) （下段は国データを記入）		%			0.9	0.7	0.7	生活援護課
15	生活	学童期～青年前期			%			1.5	1.4	1.0	生活援護課
16	生活	学童期～青年前期	児童養護施設の子どもの就職率(中学校卒業後) （下段は国データを記入）		%			1.8	0	—	子ども家庭課
16	生活	学童期～青年前期			%			2.4	0.39	—	子ども家庭課
17	生活	青年中期以降	生活保護世帯に属する子どもの就職率(高等学校等卒業後) （下段は国データを記入）		%			39.8	37.1	35.7	生活援護課
17	生活	青年中期以降			%			46.6	47.2	43.6	生活援護課
18	生活	青年中期以降	児童養護施設の子どもの就職率(高等学校卒業後) （下段は国データを記入）		%			66.7	58.6	—	子ども家庭課
18	生活	青年中期以降			%			62.5	42.34	—	子ども家庭課
19	生活	青年中期以降	地域若者サポートステーションの相談受付件数		件			3,817	3,765	3,734	青少年課
20	経済	その他	児童扶養手当の受給資格者と受給対象児童数	受給資格者	人			58,037	56,616	55,799	子ども家庭課
				受給対象児童数	人			73,086	70,728	68,673	子ども家庭課

(行政取組み指標)

(下段は国データ)

	主要施策	設定指標		単位	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	目標（2024年度）	所管所属
1	教育	スクールカウンセラーの配置率★	小学校	%			100	100.0	100.0	100	子ども教育支援課
							67.8	88.5	90.0		子ども教育支援課
			中学校	%			100	100.0	100.0	100	子ども教育支援課
							89	96.6	97.0		子ども教育支援課
2	教育	母子・父子自立支援員相談受付件数（児童（教育等））		件			1,725	2,230	2,236	①	子ども家庭課
3	生活	乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村数		市町村			33	33	33	現状維持	次世代育成課
4	生活	養育支援訪問事業の実施市町村数		市町村			30	30	30	現状より増加	次世代育成課
5	生活	若者の進路総合相談窓口（かながわみらいデスク）の登録件数		件			—	25	48	50	青少年課
6	就労	母子・父子自立支援員相談受付件数（生活一般（就労等）等）		件			5,617	7,396	7,389	②	子ども家庭課
7	就労	母子・父子自立支援プログラム策定者数		名			70	108	115	80	子ども家庭課
8	経済	母子・父子自立支援員相談受付件数（生活援護（福祉資金等））		件			9,348	10,339	12,113	③	子ども家庭課
9	基盤づくり	子どもの貧困対策についての計画を策定している市町村数		市町村				5	30	23	次世代育成課
10	基盤づくり	「子どもの貧困」という言葉の意味を知っている人の割合		%				65	—	80	次世代育成課

※①、②、③の計17,000件

(参考数値)

	主要施策	設定指標		単位	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	所管所属
1	教育	スクールソーシャルワーカーの配置 人数	小学校	人			109	117	134			子ども教育支援課
							2,377	2,659	2,859			子ども教育支援課
2	教育	スクールソーシャルワーカーによる 対応実績のある学校の割合	小学校★	%			39.1	38.4	47.7			子ども教育支援課
							50.9	54.2	56.9			子ども教育支援課
			中学校★	%			52.3	48.0	52.0			子ども教育支援課
							58.4	59.7	61.7			子ども教育支援課
			高等学校(県立)	%			73.8	80.5	76.7			学校支援課
3	教育	就学援助制度に関する周知状況(入学時及び進級時に 学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割 合)★		%		69.7	78.8	69.7	78.8			子ども教育支援課
				%		65.6	69.4	75.3	78.7			子ども教育支援課
4	教育	新入学児童生徒学用品費等の入学 前支給の実施状況★	小学校	%			21.2	66.7	97.0			子ども教育支援課
							47.2	73.7	82.3			子ども教育支援課
			中学校	%			63.6	87.9	100.0			子ども教育支援課
							56.8	78.9	83.8			子ども教育支援課
5	教育	学校給食実施率 ()内は完全給 食実施率	小学校	%			99.6	99.8 (99.8)	—	2020年度(令和2年度) は、新型コロナウイルス 感染症の影響により調 査を中止しており、実施 率を把握していない。		保健体育課
			中学校	%			63.7	63.6 (44.5)	—			保健体育課
			義務教育学校	%			100	100 (100)	—			保健体育課
6	教育	地域未来塾の実施箇所数		箇所			2	4	4			生涯学習課
7	教育	生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業実施市町 村数		市町村				30	31			生活援護課
8	教育	「学習支援」を実施している市町村数(市町村の独自財 源)		市町村				8	10			次世代育成課
9	教育	放課後子ども教室の実施箇所数		箇所			146	167	171			生涯学習課
10	生活	放課後児童クラブの設置数		箇所			1,243	1,311	1,388			次世代育成課
11	生活	乳幼児健康診査の実施率(受診率)	1歳6か月	%		95.9	96.5	94.1	95.6			健康増進課
			3歳	%		95	95.6	92.2	94.2			健康増進課
12	生活	子ども(18歳未満)を対象とした「子どもの居場所づくり」を 実施している市町村数(NO.9 放課後子ども教室を除く)		市町村		19	19	—	33			次世代育成課
13	生活	地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職 率		%			40.1	46.5	43.3			青少年課
14	基盤づくり	貧困の状況にある子どもなどの実態調査等を実施した県 市町村数		県市町村			13	12	10			次世代育成課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（令和２年度～令和６年度）構成事業一覧

主要 施策	大 柱	小 柱	県の取 組み	取組み内容	令和２年度の主な取組実績・効果	所管課
I	1	(1)	1-(1)-①	幼児教育の無償化	県内33市町村に対して、幼稚園・保育所などを利用するすべての3～5歳児と0～2歳児の住民税非課税世帯の利用料を無償化するため、県負担分を支給した。	次世代育成課
I	1	(1)	1-(1)-①	子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を提供するため、幼稚園・保育所などを利用するすべての3～5歳児と0～2歳児の住民税非課税世帯を対象に、利用料を無償化します。		次世代育成課
I	1	(1)	1-(1)-①			次世代育成課
I	1	(1)	1-(1)-①			次世代育成課
I	1	(1)	1-(1)-①			次世代育成課
I	1	(1)	1-(1)-①			次世代育成課
I	1	(1)	1-(1)-①			次世代育成課
I	1	(1)	1-(1)-①			次世代育成課
I	1	(1)	1-(1)-①		子ども・子育て支援法改正法に基づき、市町村が実施する事業の給付費の1/4を負担することによって、幼児教育の利用者負担額が軽減された。	私学振興課
I	1	(1)	1-(1)-②	実費徴収補足給付事業費補助（私立幼稚園） 幼児教育・保育無償化に合わせて負担が増える世帯が生じないように、給食費として私立幼稚園が徴収する費用のうち、副食材料費相当分について、低所得世帯の園児及び第3子以降の園児を対象に一部を補助します。	子ども・子育て支援法改正法に基づき、給食費として私立幼稚園が徴収する費用について、市町村が実施する事業の支援費の1/3を負担することによって、低所得者及び多子世帯への負担が軽減された。	私学振興課
I	1	(2)	1-(2)-①	幼稚園教諭・保育士などの処遇改善 施設型給付や私学助成により、職員の処遇の改善を図ります。	県内33市町村に対して、幼稚園教諭や保育士などの処遇を改善するため、県費負担分を支給した。	次世代育成課
I	1	(2)	1-(2)-①		施設型給付や私学助成により、職員の処遇の改善を図りました。	私学振興課
I	1	(2)	1-(2)-②	幼稚園教諭、保育教諭、保育士などのキャリアアップの取組みの実施 職員の経験年数など、段階に応じたスキル向上のための研修を行います。また、関係団体が行う同様の取組みに対し、支援を行います。	（保育C）保育所に勤務する保育士向けの研修等を実施する保育センターへの運営費の補助を実施した。	次世代育成課
I	1	(2)	1-(2)-②		職員の経験年数など、段階に応じたスキル向上のための研修を行います。また、関係団体が行う同様の取組みに対し、支援を行いました。	私学振興課
I	1	(2)	1-(2)-②		・幼稚園・こども園の新規採用教員を対象に園内研修及び園外研修を実施した。 （・幼稚園・こども園等の職員を対象に研修を実施する団体に対して、賛助金を給付した。）	子ども教育支援課
I	2	(1)	2-(1)-①	スクールソーシャルワーカー配置活用事業 課題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築などにより、問題行動などの未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者を「スクールソーシャルワーカー」（SSW）として学校へ派遣します。	・公立小・中学校（政令市・特別市除く）への対応として、4つの県教育事務所に計46人のスクールソーシャルワーカーを配置した。 ・教育局に2人のスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーを配置し、スクールソーシャルワーカーに対する適切な指導・支援を行った。	子ども教育支援課
I	2	(1)	2-(1)-①		・「福祉の専門家」であるスクールソーシャルワーカーを県立高等学校の拠点校に30名配置した。 ・年間を通じて、教職員・生徒・保護者との面談、関係機関とのケース会議等を6,161回実施した。 ・相談内容で多いのは、家庭環境、心身の健康・保健、発達障害、学校生活への不適合、不登校・長期欠席であった。 ・解決・好転率は55.4%であった。 ・連携した機関で多いのは、児童家庭福祉の関係機関、保健医療の関係機関であった。	学校支援課
I	2	(1)	2-(1)-②	スクールカウンセラー等配置活用事業 児童・生徒の問題行動などの未然防止や早期対応に向けて「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談体制の充実を図ります。	・公立小・中学校（政令市除く）への対応として、すべての中学校（174校）にスクールカウンセラーを配置した。 ・横須賀市及び4教育事務所に各1人のスクールカウンセラーアドバイザーを配置し、スクールカウンセラーに対する助言を行うことで、課題の解決や資質の向上、教育相談体制の充実、問題行動等の未然防止や早期改善等を図った。	子ども教育支援課
I	2	(1)	2-(1)-②		・「心の専門家」であるスクールカウンセラーを県立高等学校及び中等教育学校の拠点校に92名配置した。 ・年間を通じて、教職員・生徒・保護者からの相談件数は18,921件だった。 ・相談内容で多いのは、長期欠席・不登校、友人・異性関係、家庭環境、自己性格であった。解決・好転率は69.1%であった。 ・ケース会議等への参加実績は1校あたり平均回数は4.2回であった。 ・研修会の講師として講話等を行った実績は46回、参加人数は3,254人であった。	学校支援課
I	2	(1)	2-(1)-②			学校支援課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（令和２年度～令和６年度） 構成事業一覧

主要 施策	大 柱	小 柱	県の取 組み	取組み内容	令和２年度の主な取組実績・効果	所管課
I	2	(1)	2-(1)-③	教育相談の推進 一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな専門性の高い教育相談を実施します。具体的には、幼児から18歳くらいまでの子どもの学校教育に関する相談や、支援を必要とする児童・生徒の養育、教育、就学に関する相談を本人、保護者、教員を対象として行います。	子どもに関する悩みや困りごとに対して、来所相談、電話相談、Eメール相談を実施し、計9,288件の相談に対応した。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、来所相談を休止した時期があったため、相談件数は例年に比べると減少した。相談の内容や緊急度に応じて、児童相談所や教育局担当部署とも連携を行った。	教育局総務室 （総合教育 C）
I	2	(2)	2-(2)-①	教育水準の維持・向上 全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法などに基つき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準である「学習指導要領」を定めており、県教育委員会では、「学習指導要領」が円滑かつ着実に実施されるよう、市町村教育委員会及び各学校を支援し、県の教育水準の維持・向上を図ります。	・幼稚園、小学校、中学校の教員や市町村教育委員会の指導主事を対象とする教育課程や指導方法に関する研修を実施した。 ・教育関係団体が実施する研究や研修に要する経費を助成した。 ・教科指導等に使用できるように、キャリア教育などのリーフレットを作成し、公立学校等に配付した。	子ども教育支援課
I	2	(2)	2-(2)-②	確かな学力向上の推進 「学習指導要領」を踏まえ、子どもたちの確かな学力の向上を図るために、基礎的・基本的な知識・技能などの習得や、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成に加え、子どもたちの「学びに向かう力」のかん養に向け、授業の更なる充実をめざした校内研修・研究の推進を図ります。	・児童・生徒の学習意欲を高め、学びの質を向上させるために、13市町村を「学びづくり推進地域」に指定し、「学びづくり推進地域研究委託事業」を実施した。研究成果は、かながわ学力向上シンポジウム等で周知した。 ・かながわ学力向上シンポジウムをオンライン開催し、学校関係者、児童・生徒、保護者、学識経験者などが学力の向上について議論した。	子ども教育支援課
I	2	(2)	2-(2)-③	学習指導方法の工夫・改善 公立小・中学校における少人数学級やチームティーチング、習熟度別指導などの学習指導について、市町村教育委員会が児童・生徒の状況に応じて指導形態を選択し対応できるよう、国からの加配措置を活用して教員を配置します。	令和２年度は、小学校587人、中学校446人を配置した。各校の実情（毎年の児童生徒の状況、学校経営計画等）に合わせて、計画的に配置している。	教職員人事課
I	2	(2)	2-(2)-④	一時保護児童教育推進事業 一時保護所を併設している児童相談所（中央・平塚・厚木）にそれぞれ教員資格者を配置し、児童が一時保護され、学校へ通学できない間も、継続して教育が受けられるよう、配慮します。	一時保護所を併設している児童相談所に教員資格者を配置することができた。	子ども家庭課
I	2	(2)	2-(2)-⑤	教員向け研修の実施 初任者研修の中で、子どもの貧困の現状を知り、子どもの人権を守る具体的な対応について理解を深める研修を行います。また、子どもの貧困に関する県民向けフォーラムを教員向け研修講座に位置付け、子どもの貧困の理解促進を図ります。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、フォーラム開催に代わり、WEB講座の受講を職員向け研修講座に位置付けることで、子どもの貧困の理解促進を図った。 【令和２年度実績】 ・新型コロナウイルス感染症禍での子ども支援に係るWEB講座５回	次世代育成課
I	2	(2)	2-(2)-⑤		新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、初任者研修（小・中学校）のオンライン（オンデマンド型）での机上研修「子どもの人権」を実施した。また、子どもの貧困に関する県民向けフォーラムを教員向け研修講座に位置付けたが、開催中止となった。	教育局総務室 （総合教育 C）
I	3	(1)	3-(1)-①	キャリア教育の推進 県立高等学校などにおけるキャリア教育の推進の視点をまとめた指針に基づき、学校から社会への円滑な移行に必要な能力や態度などを育成するため、「キャリア教育実践プログラム」によって学校の教育活動全体を通じて計画的・体系的なキャリア教育を推進します。	＊新型コロナウイルスの影響により一部の取組が実現しなかったものの、「キャリア教育実践プログラム」を全校・全課程で策定し、おおむね計画的・体系的に推進することができた。 ＊社会的自立に向け、インターンシップや外部連携等をおおし、在学中に社会を体験できる。	高校教育課
I	3	(1)	3-(1)-②	高校生世代自立支援事業 進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」の設置などを行います。	本人・家族の意向・適性等を踏まえた進路相談を行ったほか、連携高校へのアウトリーチ及び在学中から生徒と関係づくりを行うカフェ事業を実施した。	青少年課
I	3	(2)	3-(2)-①	スクールソーシャルワーカー配置活用事業《再掲》 課題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築などにより、問題行動などの未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者を「スクールソーシャルワーカー」（SSW）として学校へ派遣します。	・「福祉の専門家」であるスクールソーシャルワーカーを県立高等学校の拠点校に30名配置した。 ・年間を通して、教職員・生徒・保護者との面談、関係機関とのケース会議等を6,161回実施した。 ・相談内容で多いのは、家庭環境、心身の健康・保健、発達障害、学校生活への不応、不登校・長期欠席であった。 ・解決・好転率は55.4%であった。 ・連携した機関で多いのは、児童家庭福祉の関係機関、保健医療の関係機関であった。	学校支援課
I	3	(2)	3-(2)-②	柔軟な学びのシステムの活用 県立高等学校においては、生徒の多様な学習のニーズに対応する柔軟な学びのシステムのひとつとして、意思ある若者に広く学習機会が提供できるよう、進路変更による転学の弾力化や高校中退者の積極的な受入れを行うとともに、こうしたしくみについて周知を行うなどの支援を進めます。	転入学については、積極的な進路変更や、教育的配慮を必要とする転学希望者はいませんでした。中途退学者募集においては、募集定員35人に対して5人が受検し、5人が合格しました。	高校教育課
I	3	(2)	3-(2)-③	かながわ若者サポートステーション事業 仕事に就いておらず働くことに悩みを抱える若者などの職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションにおいて、相談支援や支援プログラムなどの提供を行います。また、若者が無業者などになることを未然に防止するため、学校と連携し支援を行います。	緊急事態宣言が発出されるなど、外出自粛等の影響で、各種セミナー等の参加者が減少する中、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じた上で、臨床心理士等による専門的な相談や、働く意識を高めるための支援プログラムの実施など、就労に向けた支援を着実に行った。また、県内7ヶ所の地域若者サポートステーションを運営しているNPO等の参加のもと、書面による連携会議を開催した。 令和２年度から就職氷河期世代支援のため、対象を40代まで拡大した。	青少年課
I	3	(2)	3-(2)-④	高校生世代自立支援事業《再掲》 進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」の設置などを行います。	本人・家族の意向・適性等を踏まえた進路相談を行ったほか、連携高校へのアウトリーチ及び在学中から生徒と関係づくりを行うカフェ事業を実施した。	青少年課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（令和２年度～令和６年度） 構成事業一覧

主要 施策	大 柱	小 柱	県の取 組み	取組み内容	令和２年度の主な取組実績・効果	所管課
I	3	(2)	3-(2)-5	学び直し支援等事業 高等学校などを中途退学した方が再び高等学校などで学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）を経過した後も、卒業までの間（最長２年）、継続して就学支援金相当額を支給します。	公立高等学校の生徒183人に対して支援金を支給したことに より、経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与した。	財務課
I	3	(2)	3-(2)-5		学び直し支援金の対象者に対して、就労支援金相当の支給を行 いました。	私学振興課
I	4	(1)	4-(1)-①	生活保護（進学準備給付金） 貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を促進するため、県所管の福祉事務所管内（町村部）の生活保護世帯の子どもの大学などへの進学時に、新生活立ち上げ費用として、給付金を支給します。	生活保護世帯の高校生が、大学等に進学した場合に、自宅から の通学には10万円、転居をしての通学には30万円を一時金とし て支給している。大学等への進学を目標に、希望を持つこと ができ、貧困の連鎖を断ち切る要因となる。	生活支援課
I	4	(1)	4-(1)-②	母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金） 配偶者がなく、現に児童などを扶養している方に対して、無利子で資金 の貸付を行います。	〈主な取組実績〉 令和２年度母子父子寡婦福祉資金貸付実績 修学資金：４６０件 技能習得資金：５件 修業資金：２７件 生活資金：２０件 転宅資金：１０件 就学支度資金：１３４件 〈効果〉 母子・父子家庭等の自立援助と福祉の向上の手助けを行うこと ができた。	子ども家庭課
I	4	(1)	4-(1)-③	県立産業技術短期大学校の専門課程訓練事業 県立産業技術短期大学校では、高等学校の新規卒業生などを対象に、実 践技術者を育成するための専門高度な職業訓練を実施します。 なお、一定の学業成績に達しており、かつ、経済的理由により授業料の 納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者について は、授業料を免除します。	産業技術短期大学校における令和２年度の定員200名、入校 者数167名、修了者数133名、就職者数114名、就職率 87.2％（修了3か月後時点）、就職率は「（修了就職者÷就職 中退）／（修了者÷就職中退者）」で算出。 実践技術者として必要な専門的知識、高度な技術・技能を習得 するための訓練を実施し、修了3か月後時点で、87.2％の就 職率を上げることができた。	産業人材課
I	4	(1)	4-(1)-④	かながわ農業アカデミーの授業料の減免制度 かながわ農業アカデミーにおいて、経済的理由により授業料の納付が困 難であるなどやむを得ない事情があると認められる者について、授業料 の全部若しくは一部を免除します。	相談件数3件 減免件数3件 生活困難であった学生が当該制度を利用し、学費に負担を抱 えずに学業に専念することができ、現在も卒業に向け学業に専 念している。	農業振興課 （かながわ農 業アカデ ミー）
I	4	(1)	4-(1)-⑤	かながわ農業アカデミー特例 かながわ農業アカデミーにおいて、学生が授業料などの資金を融資機関 から無利子で借り入れることができるように、県が融資機関に対して利 子補給を行います。	資金借入件数1件 利子補給件数7件 県が利子補給することにより、無利子で返済することがで き、資金利用者が授業料や教材費に不安や負担を感じずに学業 に専念し、卒業することができている。	農業振興課 （かながわ農 業アカデ ミー）
I	4	(1)	4-(1)-⑥	県立保健福祉大学の入学科、授業料の減免制度 県立保健福祉大学において、一定の学業成績に達しており、かつ経済的 理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認 められる者などについては、入学科、授業料を減額、又は免除します。	【取組実績】 一定の学業成績に達しており、かつ経済的理由により授業料の 納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者 の入学科、授業料を減額、又は免除しました。 ・入学科減免実績： 27名 5,734,000円 ・授業料減免実績： 153名 33,041,000円 【効果】 真に支援が必要な低所得者世帯の者の入学科、授業料を減額、 又は免除し、その修学に係る経済的負担を軽減することによ り、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を 図り、急速な少子化の進展への対処に寄与することができまし た。	医療課（県立 保健福祉大 学）
I	4	(1)	4-(1)-⑦	県立看護専門学校の入学科、授業料の減免制度 平塚看護大学校、よこはま・衛生看護専門学校において、学業が優秀で あり、かつ、経済的理由により授業料などの納付が困難であると認めら れる者、その他やむを得ない事情があると認められる者について、入学 料、授業料を減額、又は免除します。	【取組実績】 一定の学業成績に達しており、かつ経済的理由により授業料の 納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者 の入学科、授業料を減額、又は免除しました。 ・入学科減免実績： 28名 1,470,700円 ・授業料減免実績： 138名 9,296,500円 【効果】 真に支援が必要な低所得者世帯の者の入学科、授業料を減額、 又は免除し、その修学に係る経済的負担を軽減することによ り、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を 図り、急速な少子化の進展への対処に寄与することができまし た。	医療課（各県 立看護専門学 校）
I	4	(1)	4-(1)-⑧	神奈川県看護師等修学資金貸付金 県内の養成施設に在学し、卒業後に「県内で看護職として従事する」意 思がある者へ、選考の上、修学資金を貸し付ける制度で、条件に合致す る場合は返還免除を受けることが可能です。 一般貸付と特例貸付があり、貸付額の多い特例貸付については、市町村 民税非課税世帯もしくは市町村民税所得割非課税世帯の者を対象としま す。	【特例貸付取組実績】 保健医療人材を確保するため、県内養成施設に在学し、卒業後 に県内で看護職に従事する意思がある者へ修学資金を貸付け る事業であって、特例貸付としては、住民税が非課税の世帯又は 均等割のみの世帯の者を対象に以下の貸付を実施した。 貸付人数・貸付金額 69人・33,980,000円 【効果】 修学資金を貸付けることで、子どもの修学機会の拡大や、保護 者への経済的支援を行った。	医療課
I	4	(1)	4-(1)-⑨	私立専門学校修学支援負担金 真に支援が必要な低所得者世帯の学生の経済的負担を軽減するため、授 業料などの減免を実施した私立専門学校に対して、費用を支弁します。	住民税非課税世帯等を対象に、授業料などの減免を実施した私 立専門学校に対して、費用を支弁しました。	私学振興課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（令和２年度～令和６年度） 構成事業一覧

主要 施策	大 柱	小 柱	県の取 組み	取組み内容	令和２年度の主な取組実績・効果	所管課
I	5	(1)	5-(1)-①	児童保護措置費 児童養護施設などに措置委託した児童の養育に要する各種費用を国・県で負担します。そのうち、「教育費」としては、義務教育用の学用品費、教材費、通学費、部活動費、学習塾費が公費負担対象です。	児童養護施設などに措置費委託した児童の養育に要する各種費用を負担した。 また、令和２年度から、新たに自立支援担当職員加算及び、防災対策費が追加された。	子ども家庭課
I	5	(1)	5-(1)-②	県立児童福祉施設学校教育推進事業 県立児童福祉施設に入所する児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。	県立児童福祉施設内教育（公教育）に必要な経費を負担した。	子ども家庭課
I	5	(1)	5-(1)-②			子ども家庭課
I	5	(2)	5-(2)-①	特別支援教育就学奨励費補助金 市町村が事業主体となって、特別支援学級などに就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な支援を与えた場合、国がその経費の一部を補助します。	・就学のために必要な支援を行った市町村に対して、その経費の一部を補助（国）することにより、特別支援学級などに就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減することができた。 （国庫補助額） ・特別支援教育就学奨励費補助金 125,068,000円 ※国の事務委任	子ども教育支援課
I	5	(2)	5-(2)-②	特別支援教育就学奨励費 各家庭の収入に応じて、特別支援学校の通学にかかった通学費、給食費、学用品費などを支給します。	・特別支援学校51校（県立29校、市立20校、私立2校）、支弁対象人数7,114名へ支給した。 ・保護者等の経済的負担を軽減することにより、特別支援学校への就学を促進し、教育の機会均等、特別支援教育の振興が図られた。	特別支援教育課
I	5	(2)	5-(2)-③	特別支援学校高等部における進路指導の充実 生徒の進路支援のあり方や、進路先の開拓の取組み、卒業後のフォローアップも含めた学校から社会生活への移行期の取組みについて、情報交換や研究を行い、進路指導の充実を図るため、進路指導連絡協議会を実施します。	・コロナ禍の影響を受け、進路指導連絡協議会全体会は中止した。 ・各障害種別部会についてはオンラインや紙面開催で14回開催した。 ・知的障害部会について、横浜・川崎・県域の地区会は感染症対策をとり、ハローワーク等関係機関と連携し、進路支援に関する情報提供、各校の進路指導の現状等の情報交換をした。	特別支援教育課
I	5	(2)	5-(2)-④	進路指導推進事業 生徒の社会的自立の促進のため、産業現場などにおける実習を実施するとともに、職場実習先の開拓や職場実習先への理解啓発を行います。また、就労促進のため、清掃技能検定を実施するとともに、社会教育施設などでの清掃実習を実施します。	・教員の実務研修の推進について、コロナ禍ではあったが企業と連携し、1名1社にて実施。研修成果を所属校で活用した。 ・現場実習の推進について、企業等の協力を得て現場実習を実施した。知的高等部全体で3,231名が参加した。	特別支援教育課
I	5	(2)	5-(2)-④		・清掃技能検定について、コロナ禍の状況であったため、15校が自校で実施。216名の生徒が参加した。	特別支援教育課
I	5	(3)	5-(3)-①	外国人学校生徒等支援事業 外国人学校に通う子どもたちが安心して学ぶことができるよう、所得区分ごとに学費負担の軽減を図ることを目的とする補助を行います。	外国人学校に通う子ども達が安心して学ぶことができるよう、所得に応じて学費負担の軽減を図るために補助しました。	私学振興課
I	5	(3)	5-(3)-②	外国につながるある児童・生徒への支援 小・中学校においては、日本語指導を必要とする外国籍児童・生徒が多く在籍する小・中学校に「国際教室」を設置し、特別な教育課程により、日本語指導、個に応じた教科指導、学校生活への適応指導、悩みなどの相談などの指導・支援を行います。また、外国につながるある子どもの支援を行っているNPOなどとの連携を密に図り、学校内外の支援を充実します。	・3市町に対して補助金を交付することにより、小・中学校において、特別の教育課程の編成、多言語に対応した支援員による日本語指導・教科学習の補習などを実施し、その成果を各市町村教育委員会に周知した。 ・外国につながる子どもの支援のための関係機関連絡会を開催し、市町村教育委員会や支援団体が情報共有、意見交換を図った。	子ども教育支援課
I	5	(3)	5-(3)-②	高等学校においては、外国籍の生徒が多く在籍する横浜北東・川崎地域の県立高等学校の一部への日本語指導員の配置、NPOなどと協働した入学予定者への入学前の日本語指導、入学後の週末における日本語・学習支援、多文化教育コーディネーター及び学習支援員の派遣、外国籍生徒の保護者と意思疎通を図るための通訳の派遣など、入学前から卒業まで、包括的な支援を行います。	高校においては、外国につながるある生徒数が多い県立高等学校22校を支援校とし、多文化教育コーディネーターや学習支援員を派遣した。外国籍生徒の保護者との意思疎通を図るため、通訳の派遣を行いました。 また、令和２年度から、横浜北東、川崎地域において、川崎高校を拠点に、フレスクールを設置し、高校合格後から入学までの間に、日本語、日本の学校のルール、日本の習慣等について学ぶなど、高校生活を円滑に始めるための支援を行いました。	高校教育課
I	5	(3)	5-(3)-②			高校教育課
I	5	(3)	5-(3)-③	日本語指導の充実 日本語指導を必要としている児童・生徒の支援のため、教員を対象に、児童・生徒が抱えている諸課題について理解を深め、日本語指導の指導力向上を図る「日本語指導研修講座」を行います。	新型コロナウイルス対策のため、急遽定員数を減らして実施した。受講者アンケートの評価は好評で、日本語指導を必要とする児童・生徒が抱える諸課題についての理解を深められたり、新たな視点を得られたりすることができた。	教育局総務室（総合教育C）
I	5	(3)	5-(3)-④	外国籍県民相談事業（教育） 外国籍児童・生徒に対する日本語学習等支援の推進のため、「地球市民かながわプラザ」が有する多文化多言語の資源を活用して、相談事業や地域のボランティア人材と教育現場（教育委員会、学校など）をつなぐ日本語学習等支援に関するコーディネートを行います。	日本の学校のシステムや学校内外での悩み等、教育に関する相談を850件受け、地域のボランティア人材と教育現場をつなぐコーディネートを実施。	国際課
I	6	(1)	6-(1)-①	小中学校等就学支援事業（私立小・中学校） 私立小中学校などに通う児童・生徒が安心して教育を受けられるよう年収約400万円未満の世帯に対して授業料負担を軽減します。	私立小中学校等に通う児童・生徒が安心して教育を受けられるよう、私立小中学生等のいる年収約400万円未満の世帯に対して授業料の支援を行いました。	私学振興課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（令和２年度～令和６年度） 構成事業一覧

主要 施策	大 柱	小 柱	県の取 組み	取組み内容	令和２年度の主な取組実績・効果	所管課
I	6	(1)	6-(1)-②	要保護児童生徒援助費補助金（学用品・医療費・学校給食費） 市町村が事業主体となって、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた場合、国がその経費の一部を補助します。	神奈川県分は実績なし。 市町村分については、８市が交付決定を受け、実績としては計１１人の児童・生徒に対し援助を行った。	保健体育課
I	6	(1)	6-(1)-②		・就学のため必要な援助を行った市町村に対して、その経費の一部を補助（国）することにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減することができた。 （国庫補助額） ・学用品費等 8,998,000円 ・医療費 99,585円 ※国の事務委任	子ども教育支援課
I	6	(1)	6-(1)-③	市町村被災児童生徒等就学支援事業費補助金 東日本大震災及び大規模災害により被災し、経済的理由により就学などが困難な幼児、児童又は生徒の教育機会の確保のため、市町村が行う児童生徒就学援助事業、児童生徒等特別支援教育就学奨励事業に要する経費に対し補助します。	対象児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減することができ、教育機会の確保を図ることができた。 （補助額） 1 大規模災害対応分 ・被災児童生徒就学援助事業 51,000円 2 東日本大震災対応分 ・被災児童生徒就学援助事業 4,004,000円 ・私立学校授業料等減免事業 623,200円 ・被災児童生徒特別支援教育就学奨励事業 50,000円 ・専修学校・各種学校授業料等減免事業 1,802,110円	子ども教育支援課
I	6	(2)	6-(2)-①	高等学校等就学支援金等制度（公立・私立高校） 授業料に充てるための高等学校等就学支援金などを一定の収入額未満の世帯の生徒に支給します。なお、就学支援金などは、県及び高校設置市の授業料債権に充当します。	公立高等学校の生徒102,456人及び専攻科の生徒７人に対して就学支援金を支給したことにより、経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与した。	財務課
I	6	(2)	6-(2)-①		私立高等学校に通う生徒が安心して教育を受けられるよう、私立高校生のある年収約910万円未満の世帯に対して授業料の支援を行いました。	私学振興課
I	6	(2)	6-(2)-②	高校生等奨学給付金（公立・私立高校） 生活保護世帯や都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税の世帯に対して、授業料以外の教育費を支援する制度です。世帯の種類（生活保護、非課税、兄弟の有無）や学校の種類（全日制・定時制・通信制・専攻科、国公立・私立）によって金額は異なりますが、返還の必要がない奨学給付金を支給します。 （今年度より追加）	対象世帯に対して高校生等奨学給付金を支給し、授業料以外の教育費負担を軽減した。	財務課
I	6	(2)	6-(2)-②		対象世帯に対して、高校生等奨学給付金の追加支給及び上乗せ支給を実施し、授業料以外の教育費負担を軽減した。	財務課
I	6	(2)	6-(2)-②		生活保護（生業扶助）を受けている世帯または、都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税の世帯（家計急変により非課税相当となった世帯を含む）に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金を支給しました。	私学振興課
I	6	(2)	6-(2)-③	私立高等学校等生徒学費補助金 県内の私立の高等学校（定時制・通信制を含む）、中等教育学校後期課程及び私立専修学校高等課程に在学する生徒を持つ保護者などの負担の軽減を図るため、学費など（入学金・授業料）の軽減を行った学校に対して補助を行います。	一定の所得金額以下の保護者に対し、学費軽減を行った学校に対し補助を行うことで、保護者負担の軽減を図った。	私学振興課
I	6	(2)	6-(2)-③			私学振興課
I	6	(2)	6-(2)-④	私立学校生徒学費緊急支援補助金 保護者の失業や倒産などにより家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料の軽減を行った学校に対して補助を行います。	保護者の失業や倒産等により家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立高等学校等に対して補助を行いました。	私学振興課
I	6	(2)	6-(2)-⑤	被災児童生徒等就学支援補助金 東日本大震災及び大規模災害により被災した幼児、児童、生徒の入学金や授業料などを軽減した私立高等学校などに対して助成します。	東日本大震災等により被災した児童、生徒の入学金や授業料等を軽減した私立高等学校等に対して補助を行いました。	私学振興課
I	6	(2)	6-(2)-⑤			私学振興課
I	6	(2)	6-(2)-⑥	県立児童福祉施設学校教育推進事業《再掲》 県立児童福祉施設に入所する児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。	県立児童福祉施設内教育（公教育）に必要な経費を負担した。	子ども家庭課
I	6	(2)	6-(2)-⑥			子ども家庭課
I	6	(2)	6-(2)-⑦	県立学校授業料等免除制度 生活保護法に基づく保護を受けている者及びこれに準ずる者などの授業料、入学検定料、入学料の全部又は一部を免除します。	対象となる1,235人の入学検定料及び1,193人の入学料の全額又は半額を免除し、更に、414人の授業料を免除したことにより、経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与した。	財務課
I	6	(2)	6-(2)-⑧	高等学校奨学金貸付金（短期臨時奨学金を除く） 県内に在住し県内の高等学校など（高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部）に在籍する生徒や、保護者が県内に在住し高等学校等及び専修学校高等課程に在籍する生徒が、学業などに意欲があり学資の援助を必要とする場合に貸付けを行います。	学業等に意欲があり、学資の援助を必要とする高校生等に対して奨学金を貸付け、修学を支援した。	財務課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（令和２年度～令和６年度） 構成事業一覧

主要 施策	大 柱	小 柱	県の取 組み	取組み内容	令和２年度の主な取組実績・効果	所管課
I	6	(2)	6-(2)-⑨	母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金）《再掲》 配偶者がなく、現に児童などを扶養している方に対して、無利子で資金の貸付を行います。	〈主な取組実績〉 令和２年度母子父子寡婦福祉資金貸付実績 修学資金：４６０件 技能習得資金：５件 修業資金：２７件 生活資金：２０件 転宅資金：１０件 就学支度資金：１３４件 〈効果〉 母子・父子家庭等の自立援助と福祉の向上の手助けを行うことができた。	子ども家庭課
I	6	(2)	6-(2)-⑩	生活福祉資金（教育支援資金） 県社会福祉協議会が実施主体となって、一定の所得以下の世帯に対して、高等学校などへの進学や通学に必要な経費の貸付けを行います。	県社会福祉協議会の令和２年度教育支援資金貸付実績 決定件数1,389件 決定金額 608,779千円	生活支援課
I	6	(3)	6-(3)-①	生活福祉資金（教育支援資金）《再掲》 県社会福祉協議会が実施主体となって、一定の所得以下の世帯に対して、高等学校などへの進学や通学に必要な経費の貸付けを行います。	県社会福祉協議会の令和２年度教育支援資金貸付実績 決定件数1,389件 決定金額 608,779千円	生活支援課
I	6	(3)	6-(3)-②	生活保護（進学準備給付金）《再掲》 貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を促進するため、県所管の福祉事務所管内（町村部）の生活保護世帯の子どもの大学などへの進学時に、新生活立ち上げ費用として、給付金を支給します。	生活保護世帯の高校生が、大学等に進学した場合に、自宅からの通学には10万円、転居をしての通学には30万円を一時金として支給している。大学等への進学を目標に、希望を持つことができ、貧困の連鎖を断ち切る要因となる。	生活支援課
I	6	(4)	6-(4)-①	母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金）《再掲》 配偶者がなく、現に児童などを扶養している方に対して、無利子で資金の貸付を行います。	〈主な取組実績〉 令和２年度母子父子寡婦福祉資金貸付実績 修学資金：４６０件 技能習得資金：５件 修業資金：２７件 生活資金：２０件 転宅資金：１０件 就学支度資金：１３４件 〈効果〉 母子・父子家庭等の自立援助と福祉の向上の手助けを行うことができた。	子ども家庭課
I	7	(1)	7-(1)-①	放課後子ども教室推進事業に対する支援 放課後や週末などに小学校の余裕教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）として「放課後子ども教室」を設置し、子どもたちの様々な体験学習活動、地域住民との交流活動などの取組みを行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行います。	24市町村（171箇所）で実施された放課後子ども教室推進事業に支援を行った。 以前放課後子ども教室に参加していた中学生がスタッフと一緒に協力してくれるなど、子どもたちの間で定着がみられる。	生涯学習課
I	7	(1)	7-(1)-②	地域未来塾推進事業に対する支援 学習支援が必要な中学生などに対して学習習慣の確立と基礎学力の定着を図る「地域未来塾推進事業」を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行います。	2市町（４箇所）で実施された地域未来塾推進事業に支援を行った。 リモート学習支援を開始したところ、対面での学習支援に不参加だった生徒の参加があった。	生涯学習課
I	7	(1)	7-(1)-③	地域学校協働活動推進事業に対する支援 地域と学校が連携・協働する体制やしきみを構築する取組みや、多彩な経験や技能を持つ外部人材などの参画により土曜日などに教育プログラムを行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行います。	10市町（98箇所）で実施された地域学校協働活動推進事業に支援を行った。 一斉臨時休業で学習に対する不安を抱えた子どもたちの利用増がみられた。	生涯学習課
I	7	(2)	7-(2)-①	生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援 生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることをめざし、子どもが将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。 a 子ども支援員の配置 b 子どもの学習支援や居場所づくりの事業の実施 c 子どもの健全育成プログラム改定版の策定	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、子ども支援員による活動等に制限はあったが、感染予防を徹底し、学習教材の郵送など学習支援を継続することができた。コロナ禍においても実施方法を模索しながら事業を継続することで、出席者の定着につながっている。高校進学について、成績優秀での合格者を出すなど結果を残すことができた。子どもの健全育成プログラムについても、関係機関等と連携・協議をしながら改定し、普及啓発に努めた。	生活支援課
I	7	(3)	7-(3)-①	県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進 令和２年度に県立学校全校にコミュニティ・スクールの導入することに伴い、各コミュニティ・スクールの取組事例などの情報を共有するとともに、一層の推進に向けて全校を対象とした研修会を毎年実施し、コミュニティ・スクールの推進体制の構築及び内容の充実を図ります。	コミュニティ・スクール普及啓発リーフレットを刷新し、これまでの各校の取組をより分かりやすく記載したり、「手引き」も刷新し、記載内容を工夫したことで、学校がコミュニティ・スクールの仕組みを有効に活用できるようにした。 研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面開催とし、ワークシート形式で行うことで、各学校において具体的な取組を検討できるようにした。 今年度導入校の中でコロナ禍での取組を模索している学校に対し、地域と学校をつなげるための工夫等を助言した。	高校教育課
I	7	(3)	7-(3)-①		・県立特別支援学校全29校で、コミュニティ・スクールの導入した。 ・各県立特別支援学校のコミュニティ・スクール担当者を対象に、書面での研修を実施し、各学校の取組事例を共有した。	特別支援教育課
I	7	(3)	7-(3)-②	市町村立学校におけるコミュニティ・スクールの促進 市町村立学校については、コミュニティ・スクールの推進に関する研究協議会を設置し、市町村教育委員会間で情報の共有や協議を行うとともに、希望する市町村教育委員会に対して講師を派遣するなどの支援を行い、県内全域でのコミュニティ・スクールの促進及び内容の充実を図ります。	・市町村教育委員会におけるコミュニティ・スクールの導入の促進と運営の充実を図るため、全ての市町村教育委員会を対象としたコミュニティ・スクールの推進に関する研究協議会を開催した。 ・4市町をモデル地区として、域内のコミュニティ・スクールの推進体制を構築するための事業に対し、経費の一部を補助した。	子ども教育支援課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（令和２年度～令和６年度） 構成事業一覧

主要 施策	大 柱	小 柱	県の取 組み	取組み内容	令和２年度の主な取組実績・効果	所管課
I	8	(1)	8-(1)-①	神奈川県内の公立中学校夜間学級の設置に向けた検討・支援 神奈川県内では、横浜市に１校、川崎市に１校設置されています。 （横浜市立時田中学校、川崎市立西中原中学校） なお、新たな設置に向けて、検討・協議を進めます。	・相模原市における中学校夜間学級の設置に向けて、複数の市町村から生徒を受け入れる広域的な仕組みづくり等に関する協議を行うとともに、おおよその入学希望者数を把握するためのアンケート調査を実施した。	子ども教育支援課
I	8	(2)	8-(2)-①	生活保護（教育扶助） 生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な扶助をすることを目的とした国の制度です。福祉事務所では、要保護者に対し、地域や世帯の状況に応じて決められた最低生活費（最低生活に必要な費用の合計額）と収入として認定された額を比較して、不足する部分を生活保護費として支給します。生活保護費のうち、「教育扶助」は、義務教育期間の子どもがいる世帯に給食費や学用品など、修学にかかる費用を支給するものです。 なお、義務教育に伴って必要な費用については、学校の長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうしたしくみを活用し、本来の目的に使われるよう、必要と認めるときは、学校長などに直接交付します。	4保健福祉事務所、１センター、１支所で実施。支援を必要とする人に確実に教育扶助を支給した。	生活保護課
I	8	(2)	8-(2)-②	要保護児童生徒援助費補助金（学校給食費）《再掲》 市町村が事業主体となって、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を行った場合、国がその経費の一部を補助します。	神奈川県分は実績なし。 市町村分については、８市が交付決定を受け、実績としては計１１人の児童・生徒に対し援助を行った。	保健体育課
I	8	(3)	8-(3)-①	ふれあい心の友訪問援助事業 不登校児童及び情緒障がい児童などに対して、児童相談所の児童福祉司、児童相談員及び児童心理司による指導の一環として、子どもの兄・姉に相当する世代を中心に、児童福祉に理解と情熱を有する大学生など（メンタルフレンド）を、支援を要する子どもの家庭などに派遣し、子どもとのふれあいを通じて子どもの健全育成を援助します。	＜取組実績＞ コロナ禍であったため、メンタルフレンドの派遣回数は例年通りのようにはできなかったが、可能な範囲での活動は実施した。	子ども家庭課
I	8	(3)	8-(3)-②	各種スポーツ大会などのイベント実施 県内の児童養護施設などにおいて、水泳大会、卓球大会、駅伝大会、野球・ソフトボール大会を実施し、子どもたちの自己肯定感の向上などを図ります。	県内の児童養護施設などにおいて、各種スポーツ大会を実施し、子どもたちの自己肯定感の向上などを図ることができた。	子ども家庭課
II	1	(1)	1-(1)-①	妊娠・出産包括支援推進事業 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実現をめざし、市町村における総合的な相談や支援を行うワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の運営強化に向け、市町村との連絡調整会議や保健師などの専門職への研修、産後ケア事業などのニーズ把握調査などを実施し、市町村の取組みを支援します。	・子育て世代包括支援センターや産後ケア事業の取組状況をまとめ、市町村へ情報提供。新たに実施する市町村への助言を行った。 ・事業を実施する専門職への研修会の実施。 9回 131名 ・市町村との連絡調整会議の実施 4回	健康増進課
II	1	(1)	1-(1)-②	乳児家庭全戸訪問事業への支援 生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行うとともに、養育に関する相談・助言などを実施する市町村職員などのスキルアップを図るための研修を行います。	30市町村に事業費の補助を行うとともに、養育に関する相談・助言などを実施する市町村職員などのスキルアップを図るための研修を実施した。	次世代育成課
II	1	(1)	1-(1)-③	養育支援訪問事業への支援 乳児家庭全戸訪問事業の実施結果などにより、養育支援を特に必要とする家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を実施する市町村職員などのスキルアップを図るための研修を行います。	24市町村に事業費の補助を行うとともに、養育に関する指導・助言を実施する市町村職員などのスキルアップを図るための研修を実施した。	次世代育成課
II	1	(1)	1-(1)-④	乳幼児健康診査 １歳６か月と３歳の子どもを対象に市町村が実施しており、身体の発育状態や栄養状態などを確認し、異常などの早期発見や適切な指導などを行います。	（令和２年度実績は集計中） H29年度 １歳６か月 95.9%、３歳 95% H30年度 １歳６か月 96.5%、３歳 95.6% コロナ禍の中、各市町村が感染予防対策につとめ、集団から個別健診への併用など、安心して受健者が受けられるよう工夫している。	健康増進課
II	1	(1)	1-(1)-⑤	女性相談所での支援 特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対して、市町村等関係機関及び民間団体と相互に連携しながら、自立した生活に向けた切れ目のない支援を行います。	政令市を含む神奈川県内で発生した、困難な問題を抱える女性に対して、市町村等関係機関及び民間団体と連携し、課題整理と自立に向け、次の支援に繋がるよう支援を行った。 結果として、妊婦１０人、同伴児童１６６人に対し支援を行った。	共生推進本部 室
II	1	(1)	1-(1)-⑥	母子生活支援施設などにおける支援 母子生活支援施設は、１８歳未満の子どもを養育している母子世帯、または何らかの事情で離婚の届出ができない、特定妊婦など、母子世帯に準じる世帯の女性が、子どもと一緒に入所できる施設です。（特別な事情がある場合、例外的に入所中の子どもが満２０歳になるまで利用が可能）施設では、仕事や育児、健康、家族関係、将来の生活設計など、母親と子どもが抱える個別の課題を解決し自立できるように専門的支援を行います。（神奈川県内には、現在、１０か所）	市福祉事務所、県保健福祉事務所の母子保護の実施に要した支弁費用の一部を負担した。	子ども家庭課
II	1	(1)	1-(1)-⑦	望まない妊娠などに関する相談事業（妊娠ＳＯＳかながわ） 望まない妊娠などの妊娠・出産に関する悩みを抱える方に対して、医療機関、児童相談所、市町村等関係機関と連携を図りながら、相談支援を行います。また、妊娠などの悩みに対応するため、相談員などの人材育成や妊娠・出産に関する普及啓発に取り組みます。	令和２年度の主な取組実績 【取組実績】 １電話相談 実数１１５件、延数１４５件 ２LINE相談（３か月の試行実施期間） 友達登録数３０９件 有効相談件数５９件	健康増進課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（令和２年度～令和６年度） 構成事業一覧

主要 施策	大 柱	小 柱	県の取 組み	取組み内容	令和２年度の主な取組実績・効果	所管課
Ⅱ	2	(1)	2-(1)-①	生活困窮者自立支援 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立を促進するための相談支援を県所管域（町村域）で実施します。	県所管域2箇所の相談窓口で生活困窮者自立相談支援を実施 新規相談受付件数：1,531件	生活支援課
Ⅱ	2	(1)	2-(1)-②	生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援 《再掲》 生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることをめざし、子どもが、将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、子ども支援員による活動等に制限はあったが、感染予防を徹底し、学習教材の郵送など学習支援を継続することができた。コロナ禍においても実施方法を模索しながら事業を継続することで、出席者の定着につながっている。高校進学について、成績優秀者の合格者を出すなど結果を残すことができた。子どもの健全育成プログラムについても、関係機関等と連携・協議をしながら改定し、普及啓発に努めた。	生活支援課
Ⅱ	2	(1)	2-(1)-③	ひとり親家庭等日常生活支援事業 母子世帯などにヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し、生活援助を行います。	〈主な取組実績〉 市が実施している「ひとり親家庭等日常生活支援事業」に、補助金を交付した。 令和2年度実績 派遣件数：19件 派遣回数：98回 〈効果〉 母子・父子家庭等の日常生活を円滑に営むための手助けを行うことができた。	子ども家庭課
Ⅱ	2	(1)	2-(1)-④	民生委員・児童委員の活動支援 地域の身近な相談役として活躍する民生委員・児童委員の活動に対する支援を実施します。	民生委員活動費等を負担し、民生委員・児童委員活動の充実を図った。（市町村を通じて本人に交付）	地域福祉課
Ⅱ	2	(2)	2-(2)-①	保育所の整備など 保育所による保育を希望するすべての家族が公的な保育サービスを利用できるよう、市町村と連携し、保育所などの整備や保育士の確保、育成などに取り組む。	川崎市ほか10市町11施設に対して補助した。保育所の施設整備等に対し費用の一部を補助することで、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を整えただけでなく、待機児童の解消を図ることができた。	次世代育成課
Ⅱ	2	(2)	2-(2)-②	放課後児童クラブの設置・運営に対する支援 保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生が、放課後や長期休暇を安心して仲間と遊び、生活できる場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置・運営を行う市町村に対し支援を行います。	13市町に放課後児童クラブの設置・運営のための費用の補助等の支援を行った。	次世代育成課
Ⅱ	2	(2)	2-(2)-②	放課後児童クラブの設置・運営に対する支援 保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生などが、放課後や長期休暇を安心して仲間と遊び、生活できる場を提供し、児童の健康管理や遊びを通じて、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置・運営を行う市町村に対し支援を行います。	県内すべての市町村に放課後児童クラブの設置・運営のための費用の補助等の支援を行った。	次世代育成課
Ⅱ	2	(2)	2-(2)-③	保育士のキャリアアップの取組みの実施 職員の経験年数など、段階に応じたスキル向上のための研修を行います。	保育士のスキルアップを図るための研修の実施及び研修実施機関に対する支援を行った。	次世代育成課
Ⅱ	2	(3)	2-(3)-①	子育て短期支援事業への支援 保護者が病気などの理由により、家庭で養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設などで保護を行う子育て短期支援事業を実施する市町村への支援を行います。	子育て短期支援事業を実施した5市に運営費用等の補助を行った。	次世代育成課
Ⅱ	2	(3)	2-(3)-②	病児・病後児保育事業への支援 病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付与されたスペースで預かる病児・病後児保育事業を実施する市町村への支援を行います。	病児保育事業については、16市3町に対して病児保育事業の実施に係る経費の一部を補助することで、病児や病後児の受入促進が図られた。	次世代育成課
Ⅱ	2	(3)	2-(3)-③	ひとり親家庭等日常生活支援事業《再掲》 母子世帯などにヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し、生活援助を行います。	〈主な取組実績〉 市が実施している「ひとり親家庭等日常生活支援事業」に、補助金を交付した。 令和2年度実績 派遣件数：19件 派遣回数：98回 〈効果〉 母子・父子家庭等の日常生活を円滑に営むための手助けを行うことができた。	子ども家庭課
Ⅱ	2	(4)	2-(4)-①	ひとり親家庭のための総合支援情報サイトの運営 ひとり親家庭の保護者や子どもたちが、行政機関まで足を運ばなくても支援情報を容易に入手できるよう、ひとり親家庭のための総合支援情報サイト「カナ・カモメール」を運営し、行政やNPOなどの総合的な情報提供を行います。	ひとり親家庭・総合支援情報サイト「カナ・カモメール」により、行政の支援情報について情報提供を実施した。 R2年度アクセス件数 延べ57,353件	子ども家庭課
Ⅱ	2	(4)	2-(4)-②	SNSを活用した保護者のための相談窓口の設置 県内の保護者が気軽に様々な悩みごとを相談できるようにするため、SNSを活用した相談窓口を開設し、相談に応じます。	児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども家庭110番相談LINE」及びひとり親家庭の方向けの相談窓口「かながわひとり親家庭相談LINE」を開設し、子育ての不安、親子関係や家族の悩み、ひとり親家庭に係る仕事・お金などの不安や離婚に伴う悩みなど、保護者からの相談を受け付けた。	子ども家庭課
Ⅱ	2	(4)	2-(4)-②		SNSを活用した相談窓口を実施することで、電話・面談等による相談が難しいDV被害者にも対応した。 コロナ禍において増加・深刻化が懸念されたDV被害者への支援のため、相談窓口の拡大を行った。（週2日→週4日）	共生推進本部 室

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（令和２年度～令和６年度） 構成事業一覧

主要 施策	大 柱	小 柱	県の取 組み	取組み内容	令和２年度の主な取組実績・効果	所管課
Ⅱ	2	(4)	2-(4)-③	外国籍県民相談事業（一般・法律） 県内に在住・在勤する外国籍の人々に対し、言語や文化、習慣などの違いにより生じる生活上の諸問題を解決するために適切な助言を行い、必要な生活情報の提供を行います。	医療、福祉、年金、住まい、仕事等生活全般及び法律相談に関して、合計1,313件の相談を受け、助言や情報提供を実施。	国際課
Ⅱ	2	(4)	2-(4)-④	外国籍県民相談事業（教育） 外国籍児童・生徒に対する日本語学習等支援の推進のため、「地球市民かながわプラザ」が有する多文化多言語の資源を活用して、相談事業や地域のボランティア人材と教育現場（教育委員会、学校など）をつなぐ日本語学習等支援に関するコーディネートを行います。	日本の学校のシステムや学校内外での悩み等、教育に関する相談を850件受け、地域のボランティア人材と教育現場をつなぐコーディネートを実施。	国際課
Ⅱ	2	(4)	2-(4)-⑤	外国籍県民同行支援事業 日本語が不自由で制度的な理解が不足していることなどにより、行政窓口などで円滑な手続きができない外国籍県民などに対し、単なる通訳にとどまらず、複数の窓口への同行や、現場での交渉・アドバイスを行います。	行政窓口等に同行支援員を派遣し、日本語が不自由な外国籍県民などの支援を行った。 同行支援件数 66件 （対応言語：英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語）	国際課
Ⅱ	2	(4)	2-(4)-⑥	多言語支援センターかながわ運営事業 外国籍県民や来県外国人が安全・安心に過ごすことができる環境をつくり、多文化共生社会を実現するため、「多言語支援センターかながわ」を設置し、多言語による情報提供や通訳支援を行います。	外国籍県民などに対し、多言語による情報提供や通訳支援を行った。 ・多言語コールセンターの運営（対応言語：11言語、問合せ件数：13,185件） ・外国籍県民支援人材育成研修の実施（7回） ・一般通訳支援事業の実施（通訳派遣件数：331件、通訳協力者への研修：12回）	国際課
Ⅱ	3	(1)	3-(1)-①	生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援 《再掲》 生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることをめざし、子どもが将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、子ども支援員による活動等に制限はあったが、感染予防を徹底し、学習教材の郵送など学習支援を継続することができた。コロナ禍においても実施方法を模索しながら事業を継続することで、出席者の定着につながっている。高校進学について、成績優秀での合格者を出すなど結果を残すことができた。子どもの健全育成プログラムについても、関係機関等と連携・協議をしながら改定し、普及啓発に努めた。	生活支援課
Ⅱ	3	(2)	3-(2)-①	里親支援事業 児童相談所や児童養護施設が実施する里親に対する研修費用や里親委託等推進員の配置費用などを負担します。	児童養護施設に家庭養育支援センターや里親センターを委託し、里親に関する研修等を実施。児童相談所には、里親委託推進員を配置し、里親委託推進図ってきた。	子ども家庭課
Ⅱ	3	(2)	3-(2)-②	民間児童福祉施設社会的養育推進事業費補助 社会的養育を必要とする子どもに、できる限り良好な家庭的環境を提供し、子どもへの個別対応を基本とした取組みをする民間児童福祉施設に対して、その費用の一部を補助します。	対象の民間児童福祉施設に対して、必要費用の補助を行った。	子ども家庭課
Ⅱ	3	(3)	3-(3)-①	乳幼児健康診査《再掲》 1歳6か月と3歳の子どもの対象に市町村が実施しており、身体の発育状態や栄養状態などを確認し、異常などの早期発見や適切な指導などを行います。	（令和2年度実績は集計中） H29年度 1歳6か月 95.9%、3歳 95% H30年度 1歳6か月 96.5%、3歳 95.6% コロナ禍の中、各市町村が感染予防対策につとめ、集団から個別健診への併用など、安心して受健者が受けられるよう工夫している。	健康増進課
Ⅱ	3	(3)	3-(3)-②	保育所、児童福祉施設への指導・監査 保育所や児童養護施設などへの定期的な指導・監査において「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイドライン」などを活用した指導などを行い、食育の推進を図ります。	保育所、児童養護施設等265施設に対して実施した実地指導監査において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイドライン」を活用し、助言指導することにより、食育の推進を図った。	次世代育成課
Ⅱ	3	(3)	3-(3)-②		児童養護施設への定期的な指導・監査の主管課である次世代育成課と協力をしながら、実施。	子ども家庭課
Ⅱ	3	(4)	3-(4)-①	SNSを活用した相談窓口の設置 県内の子ども・若者が気軽に様々な悩みごとを相談できるようにするため、SNSを活用した相談窓口を開設し、相談に応じます。	直営の相談員（青少年センター青少年サポート課職員）により、週3日、13時から16時の間に、子ども・若者からのさまざまな相談をLINEで受けた。 令和2年度相談受付件数：920件 相談対応直後に行うアンケートで「LINE相談が役に立った」と回答した割合：68.4%	青少年課
Ⅱ	3	(4)	3-(4)-①		児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開設し、親子関係や家族の悩みなど、子どもからの相談を受け付けた。	子ども家庭課
Ⅱ	3	(4)	3-(4)-①		・県内すべての中高生約44万人を対象に、無料通信アプリ「LINE」を活用した「SNSいじめ相談@かながわ」を令和2年5月から令和3年3月までの間で計144日間実施した。（受付時間は18時から21時まで。月水金の週3日の相談に加え、長期休業明けには相談を毎日受ける期間を設定） ・2,547件の相談に対応し、相談直後のアンケートでは、「相談は役に立った」「また相談したい」とする肯定的な評価が約9割であった。	学校支援課
Ⅱ	3	(4)	3-(4)-②	高校生世代自立支援事業《再掲》 進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」の設置などを行います。	本人・家族の意向・適性等を踏まえた進路相談を行ったほか、連携高校へのアウトリーチ及び在学中から生徒と関係づくりを行うカフェ事業を実施した。	青少年課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（令和２年度～令和６年度） 構成事業一覧

主要 施策	大 柱	小 柱	県の取 組み	取組み内容	令和２年度の主な取組実績・効果	所管課
Ⅱ	③	(4)	3-(4)-③	かながわ子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター） 子ども・若者育成支援推進法に基づく「かながわ子ども・若者総合相談センター」と、厚生労働省の「ひきこもり支援センター設置運営事業」により設置した「ひきこもり地域支援センター」を一体として運営することで、子ども・若者や家族からの多様な相談（電話・面接）に対応する。また、必要に応じて自立支援を行う。	ひきこもりや不登校、就労問題、家庭問題等、子ども・若者に関するさまざまな相談に対応し、支援を図ることができた。 電話相談 延べ2,703件 来所相談 延べ261件 実件数101件	青少年課
Ⅱ	④	(1)	4-(1)-①	生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援 《再掲》 生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることをめざし、子どもが将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、子ども支援員による活動等に制限はあったが、感染予防を徹底し、学習教材の郵送など学習支援を継続することができた。コロナ禍においても実施方法を模索しながら事業を継続することで、出席者の定着につながっている。高校進学について、成績優秀での合格者を出すなど結果を残すことができた。子どもの健全育成プログラムについても、関係機関等と連携・協議をしながら改定し、普及啓発に努めた。	生活支援課
Ⅱ	④	(2)	4-(2)-①	若年者の就業支援 若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」を中心に、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングをはじめ、グループワークや就職情報の提供などを行います。	キャリアカウンセリングの延べ利用者数：5,895人 継続的に事業を実施し、「かながわ若者就職支援センター」にてキャリアカウンセリングを利用した1,219名のうち、562名が就職等進路決定した。	雇用労政課
Ⅱ	④	(2)	4-(2)-②	かながわ若者サポートステーション事業《再掲》 仕事に就いておらず働くことに悩みを抱える若者などの職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションにおいて、相談支援や支援プログラムなどの提供を行います。また、若者が無業者などになることを未然に防止するため、学校と連携し支援を行います。	緊急事態宣言が発出されるなど、外出自粛等の影響で、各種セミナー等の参加者が減少する中、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じた上で、臨床心理士等による専門的な相談や、働く意識を高めるための支援プログラムの実施など、就労に向けた支援を着実に行った。また、県内ヶ所の地域若者サポートステーションを運営しているNPO等の参加のもと、書面による連携会議を開催した。 令和２年度から就職氷河期世代支援のため、対象を40代まで拡大した。	青少年課
Ⅱ	④	(2)	4-(2)-③	高校生世代自立支援事業《再掲》 進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」の設置などを行います。	本人・家族の意向・適性等を踏まえた進路相談を行ったほか、連携高校へのアウトリーチ及び在学中から生徒と関係づくりを行うカフェ事業を実施した。	青少年課
Ⅱ	④	(2)	4-(2)-④	県立職業技術校の普通課程訓練推進事業 県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施していますが、生活困窮者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。	東西校の普通課程における令和２年度の定員310名、入校者数259名、修了者数175名、就職者数182名、就職率90.9%（修了3か月後時点）、就職率は「（修了就職者+就職中退）/（修了者+就職中退者）」で算出。 職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施し、訓練修了3か月後時点で90.9%の就職率を上げることができた。	産業人材課
Ⅱ	④	(3)	4-(3)-①	あすなろサポートステーション事業 「あすなろサポートステーション」を支援拠点として、児童養護施設などを退所した者などが退所後に安定した生活と就労が確保できるように、相談・就業支援、研修などを行います。	あすなろサポートステーション事業を社会福祉法人白十字会林間学校に委託し、代替養育を経験した者の相談・就労支援、継続支援計画の作成、通院同行等を積極的に行い、自立支援に取り組んだ。	子ども家庭課
Ⅱ	④	(3)	4-(3)-②	あすなろサポーター養成事業 「あすなろサポートステーション」と連携して、児童の社会的自立のための生活、金銭、就労、住居、人間関係など様々な問題の解決を支援する「あすなろサポーター」を各児童養護施設に配置し、このサポーター養成のための研修などを実施します。	あすなろサポートステーションでは児童養護施設の職業指導員やあすなろサポーターに対する研修・情報交換の場を実施し、自立支援に関する支援の向上を図った。	子ども家庭課
Ⅱ	④	(3)	4-(3)-③	児童養護施設退所者などへの貸付 児童養護施設退所者などの円滑な自立を支援するため、県が適当と認める社会福祉法人などが実施する児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業に対して、その経費を助成します。	事業を実施する神奈川県社会福祉協議会に対して、その経費を助成した。	子ども家庭課
Ⅱ	④	(4)	4-(4)-①	4-(4)-① 高校生世代自立支援事業《再掲》 進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」の設置などを行います。	本人・家族の意向・適性等を踏まえた進路相談を行ったほか、連携高校へのアウトリーチ及び在学中から生徒と関係づくりを行うカフェ事業を実施した。	青少年課
Ⅱ	④	(5)	4-(5)-①	若年者の就業支援《再掲》 若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」を中心に、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングをはじめ、グループワークや就職情報の提供などを行います。	キャリアカウンセリングの延べ利用者数：5,895人 継続的に事業を実施し、「かながわ若者就職支援センター」にてキャリアカウンセリングを利用した1,219名のうち、562名が就職等進路決定した。	雇用労政課
Ⅱ	④	(5)	4-(5)-②	県立産業技術短期大学の専門課程訓練事業《再掲》 県立産業技術短期大学校では、高等学校の卒業生などを対象に、実践技術者を育成するための専門高度な職業訓練を実施しています。なお、一定の学業成績に達しており、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむをえない事情があると認められる者については、授業料を免除します。	産業技術短期大学校における令和２年度の定員200名、入校者数167名、修了者数133名、就職者数114名、就職率87.2%（修了3か月後時点）、就職率は「（修了就職者+就職中退）/（修了者+就職中退者）」で算出。 実践技術者として必要な専門的知識、高度な技術・技能を習得するための訓練を実施し、修了3か月後時点で、87.2%の就職率を上げることができた。	産業人材課
Ⅱ	④	(5)	4-(5)-③	県立職業技術校の普通課程訓練推進事業《再掲》 県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施していますが、生活困窮者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。なお、入校日現在24歳以下の場合、若年者職業能力形成支援枠への応募が可能です。	東西校の普通課程における令和２年度の定員310名、入校者数259名、修了者数175名、就職者数182名、就職率90.9%（修了3か月後時点）、就職率は「（修了就職者+就職中退）/（修了者+就職中退者）」で算出。 職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施し、訓練修了3か月後時点で90.9%の就職率を上げることができた。	産業人材課
Ⅱ	④	(5)	4-(5)-④	県立職業技術校の職業訓練生福利厚生事業 県立職業技術校では、経済的理由により技能修得が困難な訓練生の経済的負担を軽減するため、教科書及び被服などの支給を行います。	東西校における令和２年度の教科書等支給対象者数は、教科書支給19件、被服支給11件で、生活困窮世帯等の学びの機会の確保と経済的支援を行うことができた。	産業人材課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（令和２年度～令和６年度） 構成事業一覧

主要 施策	大 柱	小 柱	県の取 組み	取組み内容	令和２年度の主な取組実績・効果	所管課
Ⅱ	4	(5)	4-(5)-⑤	かながわ若者サポートステーション事業《再掲》 若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」を中心に、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングをはじめ、グループワークや就職情報の提供などを行います。	緊急事態宣言が発出されるなど、外出自粛等の影響で、各種セミナー等の参加者が減少する中、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じた上で、臨床心理士等による専門的な相談や、働く意識を高めるための支援プログラムの実施など、就労に向けた支援を着実に行った。また、県内７ヶ所の地域若者サポートステーションを運営しているNPO等の参加のもと、書面による連携会議を開催した。 令和２年度から就職氷河期世代支援のため、対象を40代まで拡大した。	青少年課
Ⅱ	4	(5)	4-(5)-⑥	外部機関と連携した就労支援 県立高等学校などにおいて、働くことに悩みを抱える若者の職業的自立を支援する「地域若者サポートステーション」などとの連携を一層強化し、必要に応じて関係機関による支援を受けられるようにします。	＊地域若者サポートステーションを所管する福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課と連携を図り、全県立高校の進路指導担当者を対象とした進路指導説明会で紹介して活用を促した。また、外部機関が行う就労支援事業等について県立高等学校等に周知した。 ＊地域若者サポートステーションの設置目的や事業内容、県内配置図など、A4用紙１枚にまとめられた資料を有効活用し、県立高校等に対し、わかり易く説明することができる。	高校教育課
Ⅱ	4	(5)	4-(5)-⑦	キャリア教育の推進《再掲》 県立高等学校などにおけるキャリア教育の推進の視点をまとめた指針に基づき、学校から社会への円滑な移行に必要な能力や態度などを育成するため、「キャリア教育実践プログラム」によって学校の教育活動全体を通じた計画的・体系的なキャリア教育を推進します。	＊新型コロナウイルスの影響により一部の取組が実現しなかったものの、「キャリア教育実践プログラム」を全校・全課程で策定し、おおむね計画的・体系的に推進することができた。 ＊社会的自立に向け、インターンシップや外部連携等とおし、在学中に社会を体験できる。	高校教育課
Ⅱ	5	(1)	5-(1)-①	子育てに適する公営住宅の特例入居の実施 義務教育終了前の子どもと現在同居し、扶養している者に対して、小学校や中学校の立地状況などの事情を勘案して子育てに適すると考えられる住宅を「子育て世帯向け住宅」として提供します。	子育て世帯向け住宅として、計73戸募集した。 (内訳) 常時募集：6戸 ５月定期募集：36戸 11月定期募集：31戸	公共住宅課
Ⅱ	5	(1)	5-(1)-②	公営住宅への母子・父子世帯などの応募にあたっての優遇措置などの実施 入居者募集にあたって、母子・父子世帯（申込者に配偶者がなく、20歳未満の子がいる世帯）や多子世帯（申込者に18歳未満の子が3人以上いる世帯）に対して、抽選時の当選率を高める優遇措置を実施します。	・子育て世帯、母子・父子世帯向け優遇措置を実施した。	公共住宅課
Ⅱ	5	(1)	5-(1)-③	生活困窮者自立支援《再掲》 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立を促進するための相談支援を県所管域（町村域）で実施します。	県所管域２箇所の相談窓口で生活困窮者自立相談支援を実施 新規相談受付件数：1,531件	生活支援課
Ⅱ	5	(1)	5-(1)-④	母子父子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金、転宅資金） 配偶者がなく、現に児童などを扶養している方に対して、無利子又は低利子で各種資金の貸付を行います。	〈主な取組実績〉 令和２年度母子父子寡婦福祉資金貸付実績 修学資金：460件 技能習得資金：5件 修業資金：27件 生活資金：20件 転宅資金：10件 就学支度資金：134件 〈効果〉 母子・父子家庭等の自立援助と福祉の向上の手助けを行うことができた。	子ども家庭課
Ⅱ	5	(1)	5-(1)-⑤	住居確保給付金の支給 離職者であって住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対し、住居と就労機会の確保のため住居費（家賃相当分）について3か月間支給します。（ただし、この給付金を受けるためには、世帯の合計収入額と預貯金額が一定額以下であること、求職活動を行っていることなど、必要な要件を全て満たす必要があります。） 住宅扶助基準に基づく額を上限とした家賃額を月ごとに支給します。ただし、世帯の収入合計額が基準額を超える場合は、一部支給となります。	町村の生活困窮世帯を対象とした住居確保給付金の支給実績 支給決定件数 新規 220件 延長 139件 再延長 84件 再々延長 25件 再支給 7件 支給金額 54,683,210円	生活支援課
Ⅱ	6	(1)	6-(1)-①	児童虐待防止対策推進事業 児童相談所職員に研修を実施し、アセスメントやソーシャルワークの知識や技術など専門性の向上を図り、子どもや保護者への効果的な支援を行えるようにします。	〈取組実績〉 コロナ禍ではあったが、できる範囲で研修を実施し、児童相談所職員の専門性向上を図った。	子ども家庭課
Ⅱ	6	(2)	6-(2)-①	未成年後見人報酬等補助 児童相談所長は、親権を行う者のない児童などについて、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならぬこととされています。 児童相談所長が家庭裁判所に対し請求を行い、選任された未成年後見人などについて、報酬及び未成年後見人、被後見人が加入する損害保険料の一部を県が補助します。	〈取組実績〉 報酬等の一部補助については10名、未成年後見人、被後見人が加入する損害保険料の補助については38名へ実施した。	子ども家庭課
Ⅱ	6	(2)	6-(2)-②	児童福祉施設退所児童等身元保証人確保対策費補助 児童養護施設や母子生活支援施設などに入所中または退所した者が就職に際して、また住宅を賃借する際に親などによる保証人が得られにくく、就職やアパートの賃借が困難になる場合があることから、施設長など（施設長、里親、児童相談所長）が保証人となった場合に利用できる制度です。 保証人に損害賠償や債務弁済の義務が生じたときに賠償額のうち、一定額を支払われます。全国社会福祉協議会が運営主体となっていますが、保証料は、国と県で負担します。利用を希望する者は、入所施設へ相談し、施設から県へ申請を行います。	保証人が得られない退所した児童に対して、施設長などが保証人となった場合に、県で必要な審査を行ったうえで、全国社会福祉協議会へ施設から提出された資料を送付した。	子ども家庭課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（令和２年度～令和６年度） 構成事業一覧

主要 施策	大 柱	小 柱	県の取 組み	取組み内容	令和２年度の主な取組実績・効果	所管課
Ⅱ	6	(2)	6-(2)-③	児童養護施設退所者などへの貸付《再掲》 児童養護施設退所者などの円滑な自立を支援するため、県が適当と認める社会福祉法人などが実施する児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業に対して、その経費を助成します。	事業を実施する神奈川県社会福祉協議会に対して、その経費を助成した。	子ども家庭課
Ⅱ	6	(2)	6-(2)-④	あすなろサポートステーション事業《再掲》 「あすなろサポートステーション」を支援拠点として、児童養護施設などを退所した者などが退所後に安定した生活と就労が確保できるように、相談・就業支援、研修などを行います。	あすなろサポートステーション事業を社会福祉法人白十字会林間学校に委託し、代替養育を経験した者の相談・就労支援、継続支援計画の作成、通院同行等を積極的に行い、自立支援に取り組んだ。	子ども家庭課
Ⅱ	6	(2)	6-(2)-⑤	あすなろサポーター養成事業《再掲》 「あすなろサポートステーション」と連携して、児童の社会的自立のための生活、金銭、就労、住居、人間関係など様々な問題の解決を支援する「あすなろサポーター」を各児童養護施設に配置し、このサポーター養成のための研修などを実施します。	あすなろサポートステーションでは児童養護施設の職業指導員やあすなろサポーターに対する研修・情報交換の場を実施し、自立支援に関する支援の向上を図った。	子ども家庭課
Ⅱ	6	(2)	6-(2)-⑥	児童養護施設退所児童等支援費補助に名称変更 あすなろサポートステーションに配置した自立支援コーディネーターや、就労支援コーディネーターなどを中心に、施設を退所した者などへの関係機関連携による相談支援を行います。また、18歳到達により施設などを措置解除された者が引き続き自立に向けた支援が必要な場合は、生活の場を提供する施設などに対し、補助します。	児童養護施設退所児童等支援事業費補助では、18歳以降引き続き児童養護施設等での支援が必要な者を支援する施設や里親に対し、居住費や生活費等の補助を実施した。	子ども家庭課
Ⅱ	6	(2)	6-(2)-⑦	児童保護措置費《再掲》 児童養護施設などに措置委託した児童の養育に要する各種費用を国・県で負担します。そのうち、「教育費」としては、義務教育用の学用品費、教材費、通学費、部活動費、学習塾費が公費負担対象です。	児童養護施設などに措置費委託した児童の養育に要する各種費用を負担した。 また、令和2年度から、新たに自立支援担当職員加算及び、防災対策費が追加された。	子ども家庭課
Ⅱ	6	(2)	6-(2)-⑧	施設入所児童処遇費 県が民間児童養護施設などに措置委託した児童の養育に対する費用を施設に対して負担します。	児童養護施設などに措置した児童の養育に資するように、県が費用を負担した。	子ども家庭課
Ⅱ	6	(2)	6-(2)-⑨	県立児童福祉施設入所者処遇費 県が児童養護施設などに措置した児童の養育に対する費用を負担します。	県が児童養護施設などに措置した児童の養育に対する費用を負担した。	子ども家庭課
Ⅱ	6	(2)	6-(2)-⑩	障害児入所措置費 保護者がいないなどにより、指定障害児入所施設の利用契約の締結が困難な児童について、県が児童福祉法上の措置を取り、入所後の保護養育などに要する経費を負担します。	保護者がいない等であって施設の利用契約の締結が困難であるとして、県が児童福祉法に基づく措置により、障害児施設に入所させた児童について、入所後の保護養育費の支弁および障害児が日常生活に必要な補装具等を給付しました。	障害サービス課
Ⅱ	6	(2)	6-(2)-⑪	障害児入所給付費 入所給付決定保護者が指定障害児入所施設などに入所などの申込みを行い、当該施設などから障害児入所支援を受けたときは、当該保護者に対し、障害児入所給付費を支払います。	入所給付決定保護者が指定障害児入所施設等に入所等の申込みを行い、当該施設等から障害児入所支援を受けた保護者に対して障害児入所給付費を支給した。また、障害児入所支援のうち治療等にかかる支援を受けた保護者に対して障害児入所医療費を支給しました。	障害サービス課
Ⅱ	7	(1)	7-(1)-①	里親支援事業《再掲》 児童相談所や児童養護施設が実施する里親に対する研修費用や里親委託等推進員の配置費用などを負担します。	児童養護施設に家庭養育支援センターや里親センターを委託し、里親に関する研修等を実施。児童相談所には、里親委託推進員を配置し、里親委託推進図ってきた。	子ども家庭課
Ⅱ	7	(1)	7-(1)-②	子ども人権相談室推進事業 子どもの最善の利益及び意見表明権を確保し、子どもたち一人ひとりの主体性と人権を尊重する社会づくりを推進するため、施設職員を対象に人権擁護研修、基幹的職員研修を行います。また、いじめや体罰、虐待などの人権侵害から子どもを守るため、電話相談「人権・子どもホットライン」を行います。	＜取組実績＞ ・社会的養護の子どもに対して、年1回、子ども自らが相談できる体制を周知することを目的に、権利ノートの説明を行った。 ・基幹的職員研修は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止、人権研修等は回数を減らし、開催方法を工夫して実施した。 ＜効果＞ ・子ども本人の権利意識を高めることができた。 ・支援者の人権意識を高めるとともに、参加者相互の情報交換を行い、気付きを深めることにつながった。	子ども家庭課
Ⅱ	7	(1)	7-(1)-③	児童相談所業務強化対策事業 子どもやその家族の複雑で困難な問題に対応できるよう、児童相談所の機能強化を図り、児童相談所の専門性を活用して、連絡会や研修を通じ、市町村など関係機関との連携強化を図ります。	＜取組実績＞ コロナ禍ではあったが書面開催等開催方法を工夫し、各児童相談所において、所管市町村との連絡会議を実施した。 ＜効果＞ 地域の実情に合わせた情報交換や課題共有を行うことができた。	子ども家庭課
Ⅱ	7	(1)	7-(1)-④	虐待防止対策推進事業 精神科医、弁護士などが児童相談所職員に対し、専門的な助言、指導を行います。児童虐待の事実認定のため、医療機関に診断を依頼し、委託した医療機関にて親子関係評価、カウンセリングなどを実施します。	＜取組実績＞ 子どもや保護者が抱える複雑で深刻化する相談に対して、定期的に精神科医や弁護士等の専門的な助言、指導を受けた。 ＜効果＞ 多角的に問題を捉え、迅速かつ適切な支援を行うことができた。	子ども家庭課
Ⅱ	7	(1)	7-(1)-⑤	児童相談所一時保護所心理職員雇用 緊急保護した児童の心理療法を実施し、保護児童の心理検査や評価の実施、一時保護所職員への助言を行います。	緊急保護した児童の心理療法を実施し、保護児童の心理検査や評価の実施、一時保護所職員への助言を行った。	子ども家庭課
Ⅱ	7	(1)	7-(1)-⑥	児童相談所業務支援システム 児童相談所における相談情報のデータベース化及び処理システムを構築・運用します。	システムを適切に運用するために必要な業務委託を行った。	子ども家庭課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（令和２年度～令和６年度） 構成事業一覧

主要 施策	大 柱	小 柱	県の取 組み	取組み内容	令和２年度の主な取組実績・効果	所管課
Ⅱ	7	(2)	7-(2)-①	市町村職員を対象とした専門研修や情報共有の機会の確保 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修、その他市町村職員を対象とした研修や連絡会を通して、子ども家庭相談や妊産婦への支援に関わる職員の専門性向上を支援するとともに、各自治体の取組情報を共有する機会を作ります。	<取組実績> コロナ禍であったため、要保護児童対策調整機関の調整担当者研修については、要保護児童対策調整機関の職員へ予め説明をした上で、開催を中止したが、その他、市町村新任職員を対象とした研修等については、実施した。	子ども家庭課
Ⅱ	7	(3)	7-(3)-①	神奈川県母子家庭等就業自立支援センター 現況届の時期に、一部自治体で出張就業相談を実施します。	現況届の提出時期に、相談員が一部市役所（藤沢市、茅ヶ崎市、海老名市）を訪問し、就業相談等を実施した。	子ども家庭課
Ⅱ	7	(4)	7-(4)-①	母子父子自立支援員の研修実施 ひとり親世帯の自立支援などを図るため、福祉事務所にひとり親世帯などからの各種相談に対し情報提供や指導を行う「母子・父子自立支援員」を配置します。また、定期的に研修を実施し、「母子・父子自立支援員」の資質向上を図ります。	新型コロナウイルス感染症拡大のため、開催せず。	子ども家庭課
Ⅱ	7	(4)	7-(4)-②	生活困窮者自立支援《再掲》 経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立を促進するための相談支援を県所管域（町村域）で実施します。	県所管域2箇所の相談窓口で生活困窮者自立相談支援を実施 新規相談受付件数：1,531件	生活支援課
Ⅱ	7	(5)	7-(5)-①	母子父子自立支援員の研修実施《再掲》 ひとり親世帯の自立支援などを図るため、福祉事務所にひとり親世帯などからの各種相談に対し情報提供や指導を行う「母子・父子自立支援員」を配置します。また、定期的に研修を実施し、「母子・父子自立支援員」の資質向上を図ります。	新型コロナウイルス感染症拡大のため、開催せず。	子ども家庭課
Ⅱ	7	(5)	7-(5)-②	ケースワーカー・子ども支援員・就労支援員の研修実施 生活保護ケースワーカー・子ども支援員及び就労支援員の資質の維持・向上を図るために、研修を実施します。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度は実績なし。	生活支援課
Ⅱ	7	(5)	7-(5)-③	民生委員・児童委員研修事業 民生委員・児童委員の資質の維持・向上を図るために、新任研修、リーダー研修、テーマ別研修を実施します。	各種研修を実施し、民生委員・児童委員が活動に必要な知識を習得した。 <実績> ○新任研修 申込者数 計259名 ○リーダー研修 申込者数 計177名 ○テーマ別研修 申込者数 計516名	地域福祉課
Ⅲ	1	(1)	1-(1)-①	働き方改革推進事業 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業の経営者などを対象としたセミナーや、企業へのアドバイザー派遣、テレワーク導入に関するセミナーや専門家の派遣を実施します。あわせて、仕事と家庭の両立を希望する女性労働者を対象にした個別カウンセリングやセミナーを実施します。	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、テレワーク導入に関するセミナーを4回、アドバイザー派遣を10社に実施した。 併せて、テレワークを実施するための機器等に対する補助や、サテライトオフィス設置のための補助を実施した。 また、仕事と家庭の両立を希望する女性労働者を対象に、ワーキングマザー両立応援カウンセリングを47件、ワーキングマザー両立応援セミナーを3回実施した。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業へのセミナーやアドバイザー派遣は中止となった。	雇用労政課
Ⅲ	1	(1)	1-(1)-②	県子ども・子育て支援推進条例に基づく事業者の認証 県条例に基づき、従業員のための子ども・子育て支援に取り組む体制などが整っている事業者を県が「かながわ子育て応援団」として認証し、その取組状況を登録・公表することにより、仕事も子育ても両立できる職場環境の整備を推進します。	新たに8事業者が「かながわ子育て応援団」として認証された。	次世代育成課
Ⅲ	2	(1)	2-(1)-①	神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター 就業相談からパソコン講座などの就業支援講習会、就業情報の提供まで一貫した就業支援事業を行います。（来所が難しい場合は電話相談も可）	就業相談については、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、従来の来所・電話相談に加えオンライン（ZOOM）による相談を実施した。 また、パソコン講座等の就業支援講習会についても、各回の参加人数制限や換気、参加者の体温確認等、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で実施した。	子ども家庭課
Ⅲ	2	(1)	2-(1)-②	自立支援教育訓練給付 母子世帯の母又は父子世帯の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立を促進します。県が指定した職業能力の開発のための講座を受講した母子世帯の母又は父子世帯の父に対して、対象講座の受講料の6割（雇用保険の教育訓練給付金の受給資格のある者は4割）相当額を支給します。	医療事務や介護福祉士資格の取得により就労・自立を目指すひとり親に対し、受講費用の一部を支給した。	子ども家庭課
Ⅲ	2	(1)	2-(1)-③	高等職業訓練促進給付金などの支給 母子世帯の母又は父子世帯の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立を促進します。母子世帯の母又は父子世帯の父の修学期間中の生活費負担を軽減するため、1年以上養成機関で修業する場合に「高等職業訓練促進給付金」を支給するとともに、修学の最終年限1年間については支給額を4万円加算し、養成機関で修業が終了した場合に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。	看護師や美容師等の国家資格の取得により就労・自立を目指すひとり親に対し、高等職業訓練促進給付金、修了支援給付金を支給し、生活負担の軽減を図った。	子ども家庭課
Ⅲ	2	(1)	2-(1)-④	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付 県が適当と認める社会福祉法人などが実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に対して、その経費を助成します。	神奈川県社会福祉協議会が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の経費に対する補助を行い、ひとり親の資格取得による自立促進を図った。	子ども家庭課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（令和２年度～令和６年度） 構成事業一覧

主要 施策	大 柱	小 柱	県の取 組み	取組み内容	令和２年度の主な取組実績・効果	所管課
Ⅲ	2	(1)	2-(1)-⑤	「神奈川県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「神奈川県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親の自立促進に係る事業を推進します。	＜主な取組実績＞ ○かながわ母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、求人情報の提供、就業支援講習会のほか、養育費相談等の事業を実施した。 ○ひとり親家庭・総合支援情報サイト「カナ・カモミール」により、行政の支援情報について情報提供を実施した。 R2年度アクセス件数 延べ57,353件 ○ひとり親家庭相談LINEにより、市等が対応していない平日夜間、土日休日に相談を受け、市等の具体的な支援につなぐ取組を実施した。 R2年度相談件数 1,008件 ＜効果＞ 施設入所による支援が必要な母子家庭に対し、施設入所措置を行い自立促進を図ることができた。	子ども家庭課
Ⅲ	2	(1)	2-(1)-⑥	若年者の就業支援 《再掲》 若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」を中心に、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングをはじめ、グループワークや就職情報の提供などを行います。	キャリアカウンセリングの延べ利用者数：5,895人 継続的に事業を実施し、「かながわ若者就職支援センター」にてキャリアカウンセリングを利用した1,219名のうち、562名が就職等進路決定した。	雇用労政課
Ⅲ	2	(1)	2-(1)-⑦	女性就業支援事業 育児などを理由に就業を断念、あるいは離職せざるを得ない女性を支援するため、マザーズハローワーク横浜内に相談室を設け、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングを行います。 あわせて、就職のための面接を受けようとする女性を対象に、無料でスーツの貸出を行うとともに、女性活躍推進に資するイベントを実施します。	育児期の女性のキャリア形成に向けたキャリアカウンセリングを、マザーズハローワーク横浜内で恒常的に実施し、必要に応じ国の職業紹介機能につなぐことで、効果的に就業できるよう支援した。 キャリアカウンセリングで把握される女性の就業に関する課題等を反映し、女性活躍推進に資する内容のイベントを開催した。	雇用労政課
Ⅲ	2	(1)	2-(1)-⑧	中高年齢者の就業支援 中高年齢者の多様な就業ニーズへの対応や求職者などを支援するため、『シニア・ジョブスタイル・かながわ』を中心に、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングや専門相談、セミナーなどを実施します。	キャリアカウンセリングの延べ利用者数：5,491人 継続的に事業を実施し、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」にてキャリアカウンセリングを利用した1,843名のうち、833名が就職等進路決定した。	雇用労政課
Ⅲ	2	(1)	2-(1)-⑨	労働相談事業 労働者や事業主の抱える労働問題を解決するため、県内4か所のかながわ労働センター及び同支所において労働相談窓口を常設しているほか、街頭労働相談、日曜労働相談、女性のための労働相談、通訳を配置しての外国人労働相談などを実施します。	かながわ労働センター及び同支所において、労働相談を実施した。（12,480件）	雇用労政課
Ⅲ	2	(1)	2-(1)-⑩	県立職業技術校の短期課程訓練推進事業 県立職業技術校では、主として離職者を対象に、再就職に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。 なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。	東西校の短期課程における令和２年度の定員605名、入校者数519名、修了者数403名、就職者数369名、就職率90.6%（修了3か月後時点）、就職率は（就職者＋就職中退者）／（修了者＋就職中退者）で算出。 再就職に必要な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施し、修了3か月後時点では90.6%の就職率を挙げることができた。	産業人材課
Ⅲ	2	(1)	2-(1)-⑪	県立職業技術校の普通課程訓練推進事業《再掲》 県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。 なお、生活困窮者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。	東西校の普通課程における令和２年度の定員310名、入校者数259名、修了者数175名、就職者数182名、就職率90.9%（修了3か月後時点）、就職率は「（修了就職者＋就職中退）／（修了者＋就職中退者）」で算出。 職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施し、訓練修了3か月後時点で90.9%の就職率を上げることができた。	産業人材課
Ⅲ	2	(1)	2-(1)-⑫	離職者等委託訓練事業 離職者を対象に、民間教育訓練機関などに委託して、長期（1年又は2年）及び短期（2～4月）の訓練を実施します。いずれも、入校検定料、入校料、授業料は無料です。長期の訓練では、介護福祉士や保育士などの資格を取得して就業するために必要な知識、技術、技能を習得する訓練を実施します。短期の訓練では、ITを活用した訓練、実務知識、技能を習得する訓練などを実施します。	離職者を対象に、134コース、1,822人実施。就職率70.8%（訓練終了3か月後時点）、就職率は「（修了就職者＋就職中退）／（修了者＋就職中退者）」で算出。 離職者に対し、訓練機会を提供し、就職に結びつけることができた。	産業人材課
Ⅲ	2	(2)	2-(2)-①	ひとり親家庭等日常生活支援事業《再掲》 母子世帯などにヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し、生活援助を行います。	＜主な取組実績＞ 市が実施している「ひとり親家庭等日常生活支援事業」に、補助金を交付した。 令和2年度実績 派遣件数：19件 派遣回数：98回 ＜効果＞ 母子・父子家庭等の日常生活を円滑に営むための手助けを行うことができた。	子ども家庭課
Ⅲ	2	(2)	2-(2)-②	子育て短期支援事業への支援 《再掲》 保護者が病気などの理由により、家庭で養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設などで保護を行う子育て短期支援事業を実施する市町村への支援を行います。	東西校の普通課程における令和２年度の定員310名、入校者数259名、修了者数175名、就職者数182名、就職率90.9%（修了3か月後時点）、就職率は「（修了就職者＋就職中退）／（修了者＋就職中退者）」で算出。 職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施し、訓練修了3か月後時点で90.9%の就職率を上げることができた。	次世代育成課
Ⅲ	2	(2)	2-(2)-③	病児・病後児保育事業への支援《再掲》 病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付与されたスペースで預かる病児・病後児保育事業を実施する市町村への支援を行います。	病児保育事業については、16市3町に対して病児保育事業の実施に係る経費の一部を補助することで、病児や病後児の受入促進が図られた。	次世代育成課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（令和２年度～令和６年度） 構成事業一覧

主要 施策	大 柱	小 柱	県の取 組み	取組み内容	令和２年度の主な取組実績・効果	所管課
Ⅲ	2	(3)	2-(3)-①	自立支援教育訓練給付《再掲》 母子世帯の母又は父子世帯の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立を促進します。県が指定した職業能力の開発のための講座を受講した母子世帯の母又は父子世帯の父に対して、対象講座の受講料の6割（雇用保険の教育訓練給付金の受給資格のある者は4割）相当額を支給します。	県が指定した職業能力開発ひとり親に対し、受講費用の一部を支給した。	子ども家庭課
Ⅲ	2	(3)	2-(3)-②	高等職業訓練促進給付金などの支給《再掲》 母子世帯の母又は父子世帯の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立を促進します。母子世帯の母又は父子世帯の父の修学期間中の生活費負担を軽減するため、1年以上養成機関で修業する場合に「高等職業訓練促進給付金」を支給するとともに、修学の最終年限1年間については支給額を4万円加算し、養成機関で修業が終了した場合に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。	看護師や美容師等の国家資格の取得により就労・自立を目指すひとり親に対し、高等職業訓練促進給付金、修了支援給付金を支給し、生活負担の軽減を図った。	子ども家庭課
Ⅲ	2	(3)	2-(3)-③	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付《再掲》 県が適当と認める社会福祉法人などが実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に対して、その経費を助成します。	神奈川県社会福祉協議会が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の経費に対する補助を行い、ひとり親の資格取得による自立促進を図った。	子ども家庭課
Ⅲ	2	(3)	2-(3)-④	生活保護（生業扶助） 生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な扶助をすることを目的とした国の制度です。福祉事務所では、地域や世帯の状況に応じて決められた最低生活費（生活に必要な費用の合計額）と収入として認定された額を比較して、不足する部分を生活保護費として支給しています。 「生業扶助」において、高等学校などへの就学費は、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合に、一定の要件の下、通学費や教材代などが支給されます。また、高校生の就労収入について、保護から自立するために大学などへの進学費用に充てる場合などは、一定の要件の下、収入として認定しない取扱いとしています。	進学を希望する高校生が、福祉事務所担当ケースワーカーと相談の上、将来の計画（進学）を立て、適切に収入認定除外の処理を行った。	生活保護課
Ⅲ	3	(1)	3-(1)-①	県立職業技術校の短期課程訓練推進事業《再掲》 県立職業技術校では、主として離職者を対象に、再就職に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。 なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。	東西校の短期課程における令和２年度の定員605名、入校者数519名、修了者数403名、就職者数369名、就職率90.6%（修了3か月後時点）、就職率は（就職者＋就職中退者）/（修了者＋就職中退者）で算出。 再就職に必要な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施し、修了3か月後時点では90.6%の就職率を上げることができた。	産業人材課
Ⅲ	3	(1)	3-(1)-②	県立職業技術校の普通課程訓練推進事業《再掲》 県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。 なお、生活困窮者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。	東西校の普通課程における令和２年度の定員310名、入校者数259名、修了者数175名、就職者数182名、就職率90.9%（修了3か月後時点）、就職率は「（修了就職者＋就職中退）/（修了者＋就職中退者）」で算出。 職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施し、訓練修了3か月後時点で90.9%の就職率を上げることができた。	産業人材課
Ⅲ	3	(1)	3-(1)-③	離職者等委託訓練事業《再掲》 離職者を対象に、民間教育訓練機関などに委託して、長期（1年又は2年）及び短期（2～4月）の訓練を実施します。いずれも、入校検定料、入校料、授業料は無料です。長期の訓練では、介護福祉士や保育士などの資格を取得して就業するために必要な知識、技術を習得する訓練を実施します。短期の訓練では、ITを活用した訓練、実務知識、技能を習得する訓練などを実施します。	離職者を対象に、134コース、1,822人実施。就職率70.8%（訓練終了3か月後時点）、就職率は「（修了就職者＋就職中退）/（修了者＋就職中退者）」で算出。 離職者に対し、訓練機会を提供し、就職に結びつけることができた。	産業人材課
Ⅲ	3	(1)	3-(1)-④	生活保護受給者等就労自立促進事業等 生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者に加え、生活保護の相談・申請段階の者を含め、広く生活困窮者を対象として、福祉事務所とハローワークと連携した就労支援を行っています。 そのほか、福祉事務所の就労支援プログラムを活用した支援、福祉事務所に配置された就労支援員による支援、生活保護ケースワーカーによる支援を行っています。	神奈川県労働局と自治体で締結した協定に基づき、生活保護受給者等の就労による自立を促進するため、ハローワークとより一層連携を強化することで、対象者の状況に応じた効果的な支援を実施した。	生活保護課
Ⅲ	3	(1)	3-(1)-⑤	生活困窮者就労準備支援事業 複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えているなどの理由で、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者を対象に、就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、県所管域（町村域）で実施しています。 生活習慣を改善するための指導や訓練、就労の前段階としてコミュニケーション実習やボランティア活動などを通じた社会的能力の習得、就労体験の場の提供や、就職活動に向けた技法や知識の取得の支援などを行います。	就労準備支援事業の令和２年度支援実績 延べ支援件数 1,012件 主な実施内容 ・事業所内での就労体験・実習、農業体験、職場見学、ボランティア活動参加、生活相談 ・居場所づくり（フリーサロンなど） ・アウトリーチ支援（出張相談会） ・就労後の定着支援	生活保護課
Ⅲ	3	(1)	3-(1)-⑥	技術校生等就職促進事業 職業技術校などに求人開拓推進員を配置し、職業訓練受講者及び訓練修了後1年未満の修了生を対象に、就職先の開拓、就職相談、無料職業紹介を行い、技術校生の就職を支援します。	新規求人数 約2,830件、新規求人数 約16,640人分を 開拓し、約200人を就職に結びつけた。	産業人材課
Ⅲ	3	(1)	3-(1)-⑦	職業訓練手当支給費 障害者職業能力開発校などにおいて、公共職業安定所長の受講指示により入校した場合、訓練期間中に手当を支給します。	97名の訓練生に手当を支給し、訓練受講環境を安定化させ、就職の促進を図った。	産業人材課
Ⅲ	3	(1)	3-(1)-⑧	障害者就職促進委託訓練事業 障がい者の多様なニーズに対応した短期間の職業訓練を民間教育訓練機関などに委託して実施します。 なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。	求職中の障がい者を対象に、17コース、83人実施。就職率36.3%（訓練終了3か月後時点）、就職率は「（修了就職者＋就職中退等）/（修了者＋就職中退者等）」で算出。 求職中の障がい者に対し、訓練機会を提供し、就職に結びつけることができた。	産業人材課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（令和２年度～令和６年度） 構成事業一覧

主要 施策	大 柱	小 柱	県の取 組み	取組み内容	令和２年度の主な取組実績・効果	所管課
Ⅲ	３	(1)	3-(1)-⑨	障害者職業能力開発事業 障害者職業能力開発校などにおいて、障がいの程度や適性に応じた職業訓練を実施します。 なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に対し、全８コースの職業訓練を実施し、就職を支援した。77名が受講し、修了3か月後時点の就職率は、68.9%であった。	産業人材課
Ⅲ	３	(1)	3-(1)-⑩	生活保護（生業扶助）《再掲》 生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な扶助をすることを目的とした国の制度です。福祉事務所では、地域や世帯の状況に応じて決められた最低生活費（生活に必要な費用の合計額）と収入として認定された額を比較して、不足する部分を生活保護費として支給しています。 「生業扶助」において、高等学校などへの就学費は、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合に、一定の要件の下、通学費や教材代などが支給されます。また、高校生の就労収入について、保護から自立するために大学などへの進学費用に充てる場合などは、一定の要件の下、収入として認定しない取扱いとしています。	進学を希望する高校生が、福祉事務所担当ケースワーカーと相談の上、将来の計画（進学）を立て、適切に収入認定除外の処理を行った。	生活保護課
Ⅳ	１	(1)	1-(1)-①	児童手当 0歳から中学生までの児童を養育している世帯などに手当を支給します。手当の額は児童の年齢や所得に応じて変動します。手当支給に係る費用の一部を県が負担します。	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資した。	子ども家庭課
Ⅳ	１	(1)	1-(1)-②	児童扶養手当 父母の離婚、父母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童（ひとり親世帯の子ども）について、手当を支給します。これにより、母子世帯などの生活の安定と自立を促進します。手当の額は所得に応じて変動します。手当支給に係る費用の一部を県が負担します。	児童扶養手当制度のパンフレットの作成及び、県のたよりやホームページ等での周知活動を展開した。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親に対する臨時特別給付金（２回給付）の実施に伴い、本給付金と併せて児童扶養手当制度の積極的な案内を行った。	子ども家庭課
Ⅳ	１	(1)	1-(1)-③	特別児童扶養手当 「特別児童扶養手当」は、精神、知的又は身体障がいなどで政令で定める程度以上の障がいのある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童を監護している父母又は養育者に対して支給される手当です。手当支給に係る費用の一部を県が負担します。	県ホームページへの掲載やパンフレットの配布等を行い、制度の周知に努めた。	子ども家庭課
Ⅳ	１	(1)	1-(1)-④	母子父子寡婦福祉資金貸付金《再掲》 配偶者がなく、現に児童を扶養している方などに対して、無利子又は低利で各種資金の貸付を行います。	〈主な取組実績〉 令和２年度母子父子寡婦福祉資金貸付実績 修学資金：460件 技能習得資金：5件 修業資金：27件 生活資金：20件 転宅資金：10件 就学支度資金：134件 〈効果〉 母子・父子家庭等の自立援助と福祉の向上の手助けを行うことができた。	子ども家庭課
Ⅳ	１	(1)	1-(1)-⑤	寡婦（夫）控除のみなし適用 所得税法などにおける寡婦（夫）控除は、これまで結婚歴のないひとり親世帯は適用されなかったため、所得税額や所得税額に基づいて算定する利用料などで差が生じないように「のみなし適用」を平成27年7月より実施しています。（今後の税制改正でひとり親にも適用される見通しです。）	令和２年度において、ひとり親施策関連のみなし適用の実施実績なし。	子ども家庭課
Ⅳ	１	(2)	1-(2)-①	神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター《再掲》 両親が離婚した子どもの健やかな育成のため、離れて暮らす親は養育費を負担し、子どもを育てる親は養育費を確保する必要があります。ひとり親家庭の自立を支援する「母子家庭等就業・自立支援センター」では、養育費の取り決め、確保などを支援するため、家庭裁判所の元調停委員が、離婚前や離婚後など、様々な状況にある方々の専門的な相談対応などを行うとともに、同センターや福祉事務所などで日常的に養育費に関する情報を提供しています。 また、福祉事務所等ひとり親世帯の生活全般の相談を行う母子・父子自立支援員が、養育費について情報を積極的に提供できるよう、支援員研修で養育費に関する講座を実施します。	神奈川県母子家庭等就業・自立支援センターや県保健福祉事務所において、養育費に関する相談を受け付けた。 また、養育費に関する相談窓口を案内するリーフレットを作成し、県内の戸籍・ひとり親支援部局等に配布した。	子ども家庭課
Ⅳ	１	(3)	1-(3)-①	Ⅰ 教育の支援 大柱6「教育費負担の軽減」(1)～(4)』（p42～45）参照 《再掲》	—	—
Ⅳ	１	(4)	1-(4)-①	ひとり親家庭等医療費助成事業 市町村が実施主体となり、ひとり親世帯などの世帯員が病気などで受診した場合に窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成するものです。ただし、子どもの年齢制限や所得制限などがあります。	市町村が助成したひとり親家庭の医療費のうち一部を県が負担し、経済的に支援しました。	子ども家庭課
Ⅳ	１	(4)	1-(4)-②	小児医療費助成事業 市町村が実施主体となり、他の公費負担制度に該当しない場合の小児医療費の自己負担分を給付する事業です。ただし、子どもの年齢制限や所得制限などがあります。	市町村が助成した子どもの医療費のうち一部を県が負担し、経済的に支援しました。	子ども家庭課
Ⅳ	１	(4)	1-(4)-③	小児慢性特定疾病医療費助成制度 原則18歳未満で、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童の入院・通院にかかる医療費の自己負担分の全部又は一部を国・県で負担します。（所得に応じて自己負担額が異なります。）	小児慢性特定疾病に罹患している児童の医療費のうち一部を県が負担し、経済的に支援しました。	子ども家庭課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（令和２年度～令和６年度） 構成事業一覧

主要 施策	大 柱	小 柱	県の取 組み	取組み内容	令和２年度の主な取組実績・効果	所管課
V	1	(1)	1-(1)-①	県民向けフォーラムの開催 県内各地において、子どもの貧困をテーマとした県民向けフォーラム「子ども支援フォーラム」を開催し、子どもの貧困対策に係る機運醸成を図ります。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、フォーラム開催に代わり、WEB講座を実施した。 【令和２年度実績】 ・新型コロナウイルス感染症禍での子ども支援に係るWEB講座５回 ・子ども食堂立ち上げプロセスに係るWEB講座４回	次世代育成課
V	1	(2)	1-(2)-①	地域の人材育成 子ども支援に関する専門の人材を育成するために、県内各地で人材育成セミナーを実施します。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、フォーラム開催に代わり、WEB講座を実施した。 【令和２年度実績】 ・新型コロナウイルス感染症禍での子ども支援に係るWEB講座５回 ・子ども食堂立ち上げプロセスに係るWEB講座４回	次世代育成課
V	1	(2)	1-(2)-②	民間団体などとの連携した取組み 民間団体と協働連携し、子ども支援活動を支援するサポーターの創出と掘り起こしや、子ども支援活動とサポーターとのコーディネートなどを行います。	基金21協働事業として、子どもの居場所などの活動を支援したい企業や団体と、支援を受けたい活動団体とをつなぐ相談窓口である「つなぐ支える相談窓口」を設置し、子ども支援活動とサポーターとのコーディネートなどを行った。 【令和2年度実績】 ・マッチング成立件数10件	次世代育成課
V	1	(3)	1-(3)-①	子ども支援団体の交流の機会の提供 県内各地で、子ども支援団体などを対象とした交流会を実施して、子ども支援団体によるネットワークづくりの後押しをします。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止とした。	次世代育成課
V	2	(1)	2-(1)-①	県市町村連絡会議 毎年、地域の実情に応じた取組みの働きかけや情報交換などを行い、市町村における子どもの貧困対策の推進を図るために、県市町村連絡会議を開催します。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書類開催となる。（６月、２月の年２回開催）	次世代育成課
V	2	(2)	2-(2)-①	かながわ子ども支援協議会 学識者や関係団体、NPO、教員、市町村などから構成されるかながわ子ども支援協議会を運営します。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、委員のzoomにての顔合わせの後、書面開催となる。	次世代育成課